

58501-59000 IV 教育訓練支援給付金

58501-58510 1 受給資格確認票及び離職票の受理

58501(1) 概要

教育訓練支援給付金とは、一定の要件を満たす専門実践教育訓練給付金の給付対象者が、当該教育訓練を受けている日のうち失業している日について支給するものである。

58502(2) 離職票等の受理

イ 受給資格確認票及び離職票の受理は、原則として離職した被保険者の住所又は居所を管轄する安定所が行う。したがって、離職票に記載された離職者の住所又は居所は、その安定所が管轄する地域内であるのが通常である。

基本手当の受給資格決定を受け、離職票を既に公共職業安定所に提出している場合は、離職票に代えて雇用保険受給資格者証を提出させる。

ロ 2枚以上の離職票を保管する者には、併せて提出させること。

受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出させること。

58503(3) 離職票等を所持して安定所に出頭し、教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者の取扱い

イ 教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者が受給資格確認票及び離職票を提出するため初めて安定所に出頭した場合の取扱いは、原則として次の手続による。

受付を担当する者は、専門実践教育訓練給付金の受給資格決定を同時に行うものか確認すること。離職票の提出前に既に専門実践教育訓練給付金の受給資格決定を済ませている者は、離職票に当該専門実践教育訓練給付金の受給資格者証（様式第33号の2の3）を添えさせること。訓練前キャリア・コンサルティング等専門実践教育訓練給付金の資格決定に必要な手続を済ませていないことが明らかな場合、専門実践教育訓練給付金に関する詳細説明を行うため雇用保険の担当部門へ誘導すること。

また、離職票を提出するため安定所に出頭した者は基本手当の受給資格がある場合がある。基本手当の受給資格がある場合、基本手当が支給される期間は教育訓練支援給付金は支給されないことから、基本手当の受給資格決定担当部門へ誘導し、基本手当の受給資格の有無を明らかにする。

ロ 基本手当の受給資格決定を同時に行う場合

安定所に出頭した者に基本手当に関する手続を行わせると同時に、教育訓練支援給付金の受給資格決定を行う。

認定係は、離職票が求職票とともに回付されたときに、基本手当の要件と平行して教育訓練支援給付金の要件の確認を行い（教育訓練支援給付金の受給資格を否認することとする場合については、58516～58520参照）、支給単位期間ごとに失業の認定を行うことと、基本手当の受給資格者については基本手当の受給終了後に教育訓練支援給付金が支給されることを説明するとともに、離職票の安定所記載欄に上記の処理状況を記載する。この処理後、基本手当関係手続のために紹介担当部門で所要の面接相談を受けさせることになるため、面接相談終了後、紹介担当部門は、求職票及び離職票を必要に応じて関係資料と共に審査係（基本手当及び教育訓練支援給付金の受給資格の決定、失業給付の支給決定等に関する事務を担当する係をいう。以下同じ。）に回付することになる。

離職票の回付を受けた審査係は、教育訓練支援給付金の審査のために離職票等必要書類の写しを取るとともに、基本手当に係る手続きは50101～50250により受給資格の決定に伴う事務処理を行い、求職票の「雇用保険の状況」欄余白に、教育訓練支援給付金について受給資格決定年月日、受講開始予定年月日、終了予定年月日を記載の上、求職票を紹介担当部門に回付する。教育訓練支援給付金については58511～58520により受給資格の決定に伴う事務処理を行うとともに、基本手当が支給される期間は教育訓練支援給付金が支給されないため、この旨を説明する。

基本手当の雇用保険受給資格者証に、教育訓練支援給付金の受給資格があること、訓練開始予定日、教育訓練支援給付金の認定日を記載しておくこと。

なお、基本手当については船員を希望している場合地方運輸局にて処理が行われるが、教育訓練支援給付金を含む教育訓練給付金については全て公共職業安定所において事務を行う。

ハ 基本手当の受給資格決定を行えず、教育訓練支援給付金の受給資格決定のみ行う場合

基本手当の要件を満たさないため、基本手当の受給資格決定を行えない場合には、教育訓練支援給付金の受給資格決定のみを行う。

基本手当の受給資格決定を行わず、教育訓練支援給付金の受給資格決定のみを行う場合であっても求職の申込みは必要となる。認定係は要件の確認を行い（受給資格を否認することとする場合については、58516～58520参照）、支給単位期間ごとに失業の認定を行うことと、次回の教育訓練支援給付金の失業の認定を行うべき日（以下「支援給付金認定日」という。）を定めて通知するとともに、離職票の安定所記載欄に教育訓練支援給付金に関する処理を行っている旨記載する。この処理後、離職票の写しをとり、離職票の原本は本人に返却する。

受給資格確認票及び離職票の写しの回付を受けた審査係は、基本手当に係る手続きは50101～50250により受給資格の決定ができない場合の事務処理を行う。また、求職申込みをしているものについては、適宜の方法により教育訓練支援給付金の受給についてロと同様の内容を紹介担当部門へ提供すること。教育訓練支援給付金については58511～58520により受給資格の決定に伴う事務処理を行う。

教育訓練支援給付金に係る受給資格者証作成時に、基本手当の受給資格が無い理由（13条不該当、4条不該当とその理由等）について記載しておくこと。

4条不該当の場合、労働の意思又は能力に欠けるため、教育訓練支援給付金の資格決定を行っても失業の認定が出来ないことがある。

ニ 基本手当の受給資格決定を希望せず、教育訓練支援給付金の受給資格決定のみ行う場合

基本手当の要件を満たしており、基本手当の受給資格決定を勸奨したものの基本手当の受給資格決定を希望しない場合には、一応教育訓練支援給付金の受給資格決定を行うが、基本手当が支給される期間は教育訓練支援給付金は支給されないことを説明する。なお、基本手当が支給される期間とは、受給期間内の基本手当（所定給付日数又は延長された日の基本手当）が受給できる期間である（58615(5)）。

このため、基本手当の受給資格決定の要件を満たしている者については、基本手当の受給資格決定がされたか否かにかかわらず、基本手当の受給期間内は基本手当が支給される期間にあたる。

この場合の具体的な事務処理はハに準じて行い、以降の認定も他の教育訓練支援給付金の受給者と同様に行うが、基本手当の受給資格決定を行わない場合には受給期間が満了するまで教育訓練支援給付金の失業の認定は行うが不支給となることに留意する。教育訓練支援給付金に係る受給資格者証作成時に、受給資格者証に基

本手当の受給期間について記載しておくこと。

ホ 個人番号の処理

受給資格確認票の提出があった場合もしくは支給申請書とともに個人番号登録届又は個人番号変更届が提出された場合の個人番号の確認等については、50005(5)に準じて行うものとする。ただし、本人確認資料として民生委員の証明が添付されていた場合であっても、個人番号の身元（実在）確認を行ったことにはならないため、50005(5)ロ(ロ)の書類を確認する。

受給資格確認票もしくは支給申請書とともに個人番号登録届又は個人番号変更届の提出があった場合のシステム入力の際には、システムに入力された個人番号と届出のあった個人番号とが一致しているかを目視で確認する。この際、既に個人番号がシステムに入力されており、今回の届出にあたって個人番号を入力した際に、既に入力されている個人番号と異なった個人番号であった場合（入力された個人番号が他の被保険者に記録されている個人番号である場合や登録された個人番号に誤りがあった場合など）や住民基本台帳ネットワークシステムとの情報に齟齬がある場合には、個人番号登録処理結果票又は個人番号登録エラー通知票にエラー内容が出力されるため、離職者に対して必要な確認を行い、個人番号に誤り又は変更がある場合は、個人番号登録届又は個人番号変更届により入力を行う（個人番号の確認及び身元（実在）確認については50005(5)参照）。

受給資格確認票に個人番号の記載がない者に対しては、受給資格確認票を原則返戻し、個人番号の記載を受け受理する。（ただし、既に他の届出等で個人番号が登録されている場合は、50005(5)ロ参照）。

なお、個人番号の登録は必ず個人番号登録届又は個人番号変更届によること。

個人番号欄に記載はあるものの、個人番号の確認書類の提示が困難である場合は、住民基本台帳ネットワークシステムへの情報照会により個人番号の確認を行うことが可能である。具体的には、個人番号を元に住民基本台帳ネットワークシステムの氏名、性別、生年月日、住所等の情報を照会し、当該個人番号に登録されている者の情報が、離職者の情報と一致することを確認すること。この場合も運転免許証等による身元（実在）確認は必要である。

ハの場合に、離職票-1に個人番号が記載されていても、確認及び処理を行う必要はない。また、離職票-1の写しの個人番号には、個人番号が判別できない方法によりマスキングをするとともに、鍵付きの保管庫等に保存する。

個人番号及び身元（実在）の確認を行った書類のうち、個人番号等の確認書類は提示することで足り、一切保管しないようにするとともに、その場で返却出来る場合は直ちに返却するか、又は廃棄とする必要がある。廃棄の際は、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

個人番号の記載がある受給資格確認票の原本については、特定個人情報ファイル単位で管理することとなるため、保存年限を超えて廃棄を行うにあたっては、特定個人情報ファイル単位で廃棄簿の作成を行う。

58504(4) 基本手当に係る受給資格決定の後、教育訓練支援給付金の受給資格決定を行う場合

既に基本手当の受給資格の決定を受けているため離職票を安定所に提出している者が教育訓練支援給付金の受給資格決定を受ける場合、受給資格確認票には離職票に代えて雇用保険受給資格者証を添えさせる。

受付を担当する者は、専門実践教育訓練給付金の受給資格決定を同時に行うか確認すること。既に専門実践教育訓練給付金の受給資格決定を済ませている者は、受給資格確認票に教育訓練受給資格者証（様式第

33号の2の3)を添えさせること。キャリア・コンサルティング等専門実践教育訓練給付金の資格決定に必要な手続きを済ませていないことが明らかな場合、専門実践教育訓練に関する詳細説明を行うため、雇用保険の担当部門へ誘導すること。

認定係は要件の確認を行い、次回支援給付金認定日を定めて通知する（受給資格を否認することとする場合については、58516～58520参照）とともに、雇用保険受給資格者証に上記の処理状況を記載する。この処理後、雇用保険受給資格者証の写しをとり、原本は本人に返却する。

雇用保険受給資格者証等の写しの回付を受けた審査係は、58511～58520により教育訓練支援給付金の受給資格の決定に伴う事務処理を行う。また、求職申込みをしているものについては、適宜の方法により教育訓練支援給付金の受給について58503(3)ロと同様の内容を紹介担当部門へ提供すること。

個人番号の処理は、58503(3)へに準ずる。なお、受給資格確認票の提出があった者から、基本手当の受給資格決定に際して個人番号の確認等が行われ旨申し出があった場合、50005(5)ロ(ロ)による身元(実存)確認の上、その届出や手続により作成された特定個人情報ファイルに記録された個人番号又はシステムに入力された個人番号を確認することとして差し支えない。

58505(5) 離職票等に記載されている住所若しくは居所、電話番号、氏名と現在の住所若しくは居所電話番号、又は氏名が異なる受給資格者についての事務処理

原則、基本手当又は専門実践教育訓練給付金の手続きにおいて変更届(様式第20号、様式第33号の2の6)を提出させる。

これらの手続きを行わない場合は、基本手当に係る手続き(50003(3))に準じて変更届(様式第33号の2の6)を提出させ、住所等変更の手続きを行う。電話番号の変更の場合、確認書類は必要としない。

58506(6) 離職票等提出者が本人であること及び住所又は居所の確認

イ 離職票等受理の際には、離職票提出者は、離職票に運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が本人であることを確認することができる書類を添えて提出しなければならない(則附則第27条第1項)。

このとき、本人確認を徹底するため、運転免許証、マイナンバーカード等写真が貼付され、偽造が困難な証明書(50003ハ(イ)、ニ(イ))の提示を求める。写真が貼付されている証明書を所持していない者については、50003ハ(ロ)、50003ハ(ハ)、50003ニ(ロ)のうち種類の異なる複数の書類の提示を求める。

また、この者が本人であるか否かを離職票と被保険者台帳の照合などにより必要な質問を行うとともにその他具体的状況に応じて適切な質問を行って確認する。このうち、次の確認は必ず行うこととする。

- (イ) 離職票を提出した者から本人氏名をフルネームで聴取し、離職票記載のフリガナ等と突合し、確認する。
- (ロ) 住居所を町名、番地、アパート名まで詳細に離職票を提出した者から聴取し、離職票記載の住居所と突合し、確認する。
- (ハ) 離職票を提出した者から本人の電話番号を聴取し、離職票記載の電話番号と突合し、確認し、当該者に対して後日確認のため連絡する場合等があることを伝える(なお、実際に本人あて連絡し確認する際には、当該者のプライバシーにも配慮して行う)。
- (ニ) これまでの失業等給付の受給歴を聴取し、必要に応じて被保険者台帳を確認する。

ロ その者の住所又は居所が当該安定所の管内であるか否かを遅くとも次回の教育訓練支援給付金の失業の認定

日に市町村長の証明書、運転免許証等により確認する。

58507 (7) 離職者の記名押印が省略されている旨の記載のある離職票の受理

離職証明書の雇用保険被保険者離職証明書^⑮欄に離職者の記名押印又は自筆による署名のない旨の記載のある離職票を受理したときは、賃金の支払状況等の記載内容に異議がないか確認する。

58508 (8) 離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡

通常、以下の処理は基本手当の受給資格決定時において行うが、基本手当の受給資格決定を行わないときは教育訓練支援給付金の受給資格決定時に行う。

離職票受理の安定所は、離職票－２の公共職業安定所処理欄に表示された雇用保険被保険者離職証明書^⑮欄（離職者の記名、押印又は自筆による署名）により本人の異議がある旨の記載、受給資格者の提出した資料、供述等から、離職票の記載事項のうち被保険者期間、賃金額等の事項について、誤りがあると考えられる場合であって、その記載の当否が支給額等に重大な影響があると認めた場合は、その離職票－２を交付した安定所に照会する。照会先の安定所から回答があるまでは、必要に応じ、受給資格の仮決定に準じた処理を行う（50202 参照）。この照会は離職票－２の原本により行うこと。

照会を受けた安定所は、原則として初回の支援給付金認定日までに判断することとなるため、可能な限り速やかに事実調査の上、照会元の安定所に回答するように留意する。

また、離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡は、郵送の他、適宜システムの電子メール等により行うこととして差し支えない。電子メールにより連絡を行う場合、併せて電話によりその旨の連絡を行うこと。ファクシミリによる連絡は個人情報漏えい防止の観点から原則行わない。

なお、軽微な誤りについては、照会を行わずに処理して差し支えない。

58509 (9) 受理した受給資格確認票の処理

イ 提出された受給資格確認票が、その安定所において受理すべきものであると認められるときは、当該受給資格確認票に文書受付日付印及び取扱者印を押す。

なお、受付日付印及び取扱者印に代えて、次のようなゴム印を押印することとして差し支えない。ただし、職員について、登録番号を決定したときは、これに関する調書を作成しておく。

ロ 受給資格確認票については、提出された他の書類と一括して保管することとし、審査処理に時間を要する場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなど、審査が完了するまで厳重な安全管理を行う。

ハ 本人から個人番号が記載された受給資格確認票の提出があった場合のシステム入力の際には、システムに入力された個人番号と届出のあった個人番号とが一致しているかを目視で確認する。

この際、既に個人番号がシステムに入力されており、今回の届出にあたって個人番号を入力した際に、既に入力されている個人番号と異なった個人番号であった場合（入力された個人番号が他の被保険者に記録されている個人番号である場合や登録された個人番号に誤りがあった場合など）や住民基本台帳ネットワークシステムとの情報に齟齬がある場合には、個人番号登録処理結果票又は個人番号登録エラー通知票にエラー内容が出力されるため、離職者に対して必要な確認を行い、個人番号に誤り又は変更がある場

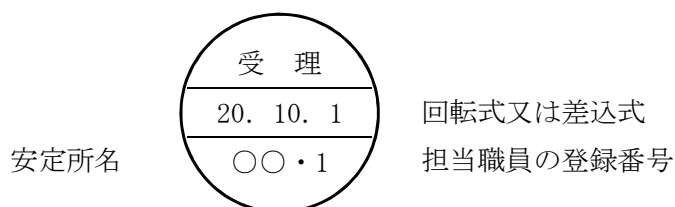
合は、個人番号登録届又は個人番号変更届により入力を行う（個人番号の確認及び身元（実在）確認については50005（5）参照）。

ニ 個人番号の記載のある受給資格確認票の処理が完了した場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなどの厳重な安全管理を行う。

受給資格確認票については、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2、第3及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

個人番号が記載された確認書類の写しを廃棄する場合には、対象者氏名、被保険者番号廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

支給申請書の原本については、特定個人情報ファイル単位で管理することとなるため、保存年限を超えて廃棄を行うにあたっては、特定個人情報ファイル単位で廃棄簿の作成を行う。



58511-58520 2 教育訓練支援給付金受給資格の決定

58511(1) 教育訓練支援給付金の受給資格者の意義

教育訓練支援給付金の受給資格とは、法附則第11条の2第1項前段の規定により教育訓練支援給付金の支給を受けることができる資格をいい、この受給資格を有する者を支援給付金受給資格者という。

即ち、一般被保険者が離職し、専門実践教育訓練給付金の受給資格者として当該訓練を45歳に達する前に受講を開始し、適切な受講のもとその修了が見込まれる場合に教育訓練支援給付金の受給資格を有し、この受給資格を有する者が労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことのできない状態にある日について教育訓練支援給付金の支給を受けることができる。ただし、夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座（通信制等）の専門実践教育訓練を受講する者、一般被保険者資格を喪失した後短期雇用特例被保険者資格又は日雇労働被保険者資格を取得した者であって当該被保険者資格を喪失していない者、会社の役員（株式会社又は有限会社の取締役又は監査役。合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員）に就任している者（非常勤の取締役、監査役等であって、報酬を1日あたり内職収入の控除額（法第19条第1項に規定する額）の範囲を超えて受けないことが確実と認められる場合を除く。）及び地方公共団体の長は除く。

また、平成26年10月1日以降受講開始日以前に教育訓練給付金又は今回受講する専門実践教育訓練以外の専門実践教育訓練について教育訓練支援給付金を受給したことがある場合を除く。また、受講開始日が平成34年3月31日以前であることを要する。

当該専門実践教育訓練の受講を修了し、教育訓練支援給付金を受け終わった者は、支援給付金受給資格者ではない。

58512(2) 教育訓練支援給付金に係る受給資格の決定

イ 受給資格の決定とは、安定所長が離職票等を提出した者について、教育訓練支援給付金の支給を受けることができる資格を有する者であると認定することをいう。

すなわち、次の要件を満たしている者であると認定することである。

- (イ) 一般被保険者でなくなった日から1年以内に受講開始日がある者（適用対象期間の延長を行った者については、一般被保険者でなくなった日から1年間に対象教育訓練の受講を開始できない期間の日数を加えることができるが、その場合も一般被保険者でなくなった日から最大4年以内に受講開始日がある者）。
- (ロ) 専門実践教育訓練給付金の受給資格者であり、当該講座を修了する見込みがあること（法附則第11条の2第1項、則附則第25条）。
- (ハ) 当該専門実践教育訓練が夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座ではないこと（法附則第11条の2第1項、則附則第25条）
受給資格の確認申請を受けた支援給付金受給資格者の住居所管轄安定所においては、専門実践教育訓練講座一覧及びシステムにより夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座（通信制等）ではないか確認する。
なお、その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座について疑義が生じた場合には本省へ照会すること。
- (ニ) 受給資格確認票提出時に短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者ではないこと（受給資格確認票提出後に短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者となった者についても、教育訓練支援給付金は支給しない。）（法附則第11条の2第1項、則附則第25条）
- (ホ) 受給資格確認票提出時に会社の役員（株式会社又は有限会社の取締役又は監査役。合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員）に就任している場合（非常勤の取締役、監査役等であって、報酬を1日あたり内職収入の控除額（法第19条第1項に規定する額）の範囲を超えて受けないことが確実と認められる場合を除く。）及び地方公共団体の長ではないこと（法附則第11条の2第1項、則附則第25条）
- (ヘ) 当該専門実践教育訓練の受講開始日において45歳未満であること（法附則第11条の2第1項）
本人確認において、年齢を確認する。
- (ト) 受講開始日前に教育訓練給付金を受けたことがない者又は平成26年10月1日前に教育訓練給付金の支給を受けた者（雇用保険法第60条の3第3項の規定により教育訓練給付金の支給があったものとみなされた者を除く。）であって平成26年10月1日以降に初めて専門実践教育訓練を開始した者（改正後の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けた者を除く。）であること（法附則第11条の2第1項、法附則第11条、改正法附則第4条2項）
- (フ) 平成26年10月1日以降当該専門実践教育訓練の受講開始日以前に教育訓練支援給付金を受給したことが無いこと。（法附則第11条の2第1項、則附則第25条）
- (リ) 当該専門実践教育訓練の受講開始日が平成34年3月31日以前であること（法附則第11条の2第1項）
教育訓練支援給付金の受給資格者が教育訓練支援給付金の受給資格の決定を受けるには、安定所に出頭し、提出期限内に受給資格確認票に離職票（基本手当の受給資格決定等を受けている場合は雇用保険受給資格者

証)等を添えて提出しなければならない(則附則第27条第1項、3項)。

ロ 受給資格の決定に当たっては、次の点に留意する。

(イ) 教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の1か月前(以下「提出期限日」という。)までに受給資格者票を提出しなければならない。ただし、当該一か月前の日において一般被保険者であった者が、提出期限日後であって受講開始日前に、一般被保険者でなくなった場合にあっては、一般被保険者でなくなった日の翌日から1か月を経過する日までに受給資格確認票を提出しなければならない。(なお、提出期限日の末日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日)に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日が申請の期間の末日とみなされる。)

(ロ) 受給資格の否認を行う場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、システムにより作成される否認通知書を利用するか、個々に作成して、これによることとしても差し支えない。

受給資格確認票及び離職票を提出した者の教育訓練支援給付金の受給資格を否認する場合、教育訓練支援給付金の支給は行えない旨を申し渡し、システムにより作成される否認通知書、個々に作成した否認通知書又は離職票-2の右上部に理由を記載し、処分理由、処分年月日、当該安定所名を朱書(その旨のゴム印の押印によることとしても差し支えない。)し、返付する。この場合受講開始前までに受給資格を満たしたときは、再度出頭して教育訓練支援給付金の受給資格の決定を受け教育訓練支援給付金を受給できる旨説明するとともに、不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

この処分をなすに当たっては、その処分をなす理由等を記載した文書によって、安定所長の決裁を受ける。

(ハ) 船員であった者については、船員以外の求人を希望している基本手当の受給資格者であっても専門実践教育訓練にかかる教育訓練支援給付金及び教育訓練支援給付金の事務は公共職業安定所において行う。

(ニ) 被保険者資格を得ることはできないものの就職状態にある者は、受講開始日において一般被保険者でないため、その他の要件を満たせば教育訓練支援給付金の受給資格決定は可能である。しかし、その後の失業の認定において就職状態にある日については不認定になることに留意する。

注 意

- この申請書は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された受給終了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者本人が、本人の住所所を管轄する公共職業安定所に提出してください。また申請書の提出は、疾病又は傷病の癒やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付のうえ、代理人又は郵送により提出することができます。
- 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練施設より(1)、(2)及び(5)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。
 - 指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - 指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」
教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい)、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
 - 教育訓練の受講開始日前1年以内を受けたキャリアコンサルティングの費用の支給を受ける場合は次に掲げる書類
ア キャリアコンサルティング実施者の発行するキャリアコンサルティングの費用に係る「領収書」
キャリアコンサルティングの費用の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、キャリアコンサルティング実施者の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項をキャリアコンサルティング実施者が付記したクレジット伝票でもよい)、キャリアコンサルティング実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
イ 当該教育訓練の受講に関する「キャリアコンサルティングの記録」
ウ キャリアコンサルティング実施者の発行する担当キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングが実施されたことを証明することができる書類(以下「キャリアコンサルティング実施証明書」という。)
 - 本人確認及び本人の住所所の確認できる官公署の発行した書類
具体的には「個人番号カード(マイナンバーカード)」「運転免許証」「住民票の写し」「雇用保険受給資格者証」「高齢受給資格者証」「出稼労働者手帳」「印鑑証明書」「国民健康保険被保険者証」のいずれかとし(コピーは不可)。なお、「住民票の写し」「印鑑証明書」の場合、支給・不支給決定通知書については、即日交付は行われず後日、本人の住所所あてに送付されることとなります。
- 指定教育訓練実施者又はキャリアコンサルティング実施者の発行する「返還金明細書」(「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費又はキャリアコンサルティングの費用の一部が指定教育訓練実施者又はキャリアコンサルティング実施者から本人に対して還付された(される)場合に必要です。)
- 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で申請者本人の居住地を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないとして、教育訓練給付の対象となり得る期間の延長を認める場合には、「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」の提出が必要となります。
- 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練給付会を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰に処せられることがあります。なお、詳細については、「教育訓練給付会支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 申請書の記載について
 - で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字認識装置(OCR)で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明確に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - ※印の付いた欄には記載しないでください。
 - 1欄には、指定された個人番号(マイナンバー)を間違いのないよう記載してください。
 - 2欄には、雇用保険被保険者証(雇用保険受給資格者証又は高齢受給資格者証)に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁(2段/上6桁・下10桁)で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - 3～5欄には、漢字、カタカナ、平仮名により明確に記載してください。
 - 5欄のフリガナ欄は、姓名と氏名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い(例:ガー □□、パー □□)、また「キ」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
また、12欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字(英字については大文字とする。)により明確に記載してください。
 - 6欄には、元号をコード番号で記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。(例:平成3年2月1日ー□□□□□□□□)
 - 7～10欄は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された内容を記載してください。
 - 10欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)の額及び「教育訓練修了証明書」の同方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合は、教育訓練経費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認して下さい。
また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付会支給申請書が受理されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。
 - 11、12欄は、キャリアコンサルティング実施者の発行する「キャリアコンサルティング実施証明書」に記載された内容を記載してください。なお、11欄には、「キャリアコンサルティング実施証明書」に記載されたキャリアコンサルティングを受けた年月日の最後の年月日を記載してください。
 - 12欄の額は、キャリアコンサルティング実施者の発行するキャリアコンサルティングの費用に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)及び「キャリアコンサルティング実施証明書」の同方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、キャリアコンサルティングの費用の一部がキャリアコンサルティング実施者から本人に対して還付された(される)場合は、キャリアコンサルティングの費用の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認して下さい。
 - 申請書の電話番号欄は、平日昼間に連絡のとおりやすい電話番号を記入してください。
また、申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。
- 払込希望金融機関指定欄の記載について
 - 「名称」欄には教育訓練給付会の払込を希望する金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)の名称及び店舗名(ゆうちょ銀行の場合は名称のみ)を記載してください。
 - 「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人名義の普通預(貯)金口座の通帳の記号(口座)番号を記載してください。
 - 金融機関による確認印欄に、「名称」欄に記載した金融機関の確認印を必ず受けてください(申請者本人が金融機関に届けた印を押印する欄ではないので間違いのないようにしてください)。
 - なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳又はキャッシュカード(現物)を提示していただいても差し支えありません(事故防止のため本人来所申請又は代理人申請の場合に限ります)。
また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払込希望金融機関指定欄を属している方は、届の必要がありません。

58513 (3) 適用対象期間の延長

教育訓練支援給付金の受給資格は専門実践教育訓練給付金の受給資格によっていることから、教育訓練支援給付金の適用対象期間の延長手続きはない。

ただし、各教育訓練給付金に係る適用対象期間の延長は最大で20年まで可能であるが、教育訓練支援給付金については、適用対象期間の延長を行った場合においても、一般被保険者等でなくなった日から4年以内に受講開始しない場合は、支給対象とならない。

58514(4) 資格喪失の確認を受けていない場合の措置

一般求職者給付と基本的には同様（50201(1)参照）であるが、受給資格確認票が提出される前の安定所における相談等適宜の機会、教育訓練支援給付金の受給資格決定には離職票が必要であることを説明しておくこと。

58515(5) 受給資格の仮決定

イ 教育訓練支援給付金の支給を受けるために初めて安定所に出頭した者がやむを得ない理由（例えば離職票の交付遅延）により離職票を提出することができない場合には、安定所はその者の申出等により受給資格の有無を判断し、一応受給資格があるものと認定できるときは、仮に教育訓練支援給付金の受給資格の決定を行う。この場合、後日離職票の提出をまって正規に受給資格を決定するまでの間は、失業の認定のみを行い、教育訓練支援給付金は支給しない。

なお、受給資格の決定があったときは、その効力は、仮決定の日に遡及する。

また、この場合の「一応教育訓練支援給付金の受給資格のあるもの」とは、喪失の確認が行われている場合をいう。

教育訓練支援給付金の仮決定についての事務処理は、基本手当の受給資格の決定の場合に準じて行うが、教育訓練支援給付金に係る受給資格者証（以下「支援給付金受給資格者証」という。）の作成は行えないため、58237(7)により作成される教育訓練受給資格者証の第3面または第4面に所要の事項を手書きで記入するとともに、教育訓練台帳全記録照会（教育訓練台帳の全記録内容を印書するための用紙をいう。以下同じ。）についても仮決定事項を手書きで記入し、教育訓練支援給付金に係る決定事項が仮決定であることがわかるように管理を行う。

なお、求職票、手書きの教育訓練台帳全記録照会には、仮と朱書きするとともに、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄に、教育訓練支援給付金の受給資格があるものと認定した際の資料について表示する。

後日、教育訓練支援給付金の受給資格の決定があった場合は、教育訓練支援給付金の受給資格の決定の通常の処理の場合に準じて、正規に教育訓練台帳への記録及び教育訓練支援給付金の支給処理を行う。

また支援給付金受給資格者証については、教育訓練受給資格者証に手書きで記載した仮の受給資格者証を正規のものとして使用し、手書きの仮の記載事項を抹消し、支給日額等の記載、その他所要の補正を行った上、教育訓練支援給付金の支給処理の状況等を記載する。この場合、支援給付金の訂正箇所等には安定所長印を押印する。なお、手書きで記入された教育訓練台帳全記録照会は、離職票の写しと一括編綴し、保管する。

教育訓練支援給付金の受給資格の仮決定は、原則としてその者の被保険者資格の喪失確認が行われている

と思われる者について行われるものである。したがって、被保険者資格の喪失の確認が行われていない場合には、速やかに被保険者資格の喪失の確認を行うよう必要な措置を講ずる（50514 参照）。

ロ 教育訓練支援給付金の受給資格の仮決定を受けた者について正規の決定を行う前に他の安定所に委嘱又は移管を行った場合には、51501 の委嘱の事務手続又は 51502 の移管の事務手続によって事務処理を行うことができないので、委嘱先安定所又は移管先安定所に対し教育訓練支援給付金の受給資格の仮決定を行った旨及び受給資格の有無を判断した理由を付記した上記イの教育訓練台帳全記録照会の写を送付し、引き続いて失業の認定のみを継続して行うよう依頼しておく。

また、仮決定を受けた者に対しては、早急に離職票を提出すべきことを指導するとともに離職票は仮決定を行った安定所に対し提出するよう指示する（離職票の提出は委嘱先又は移管先安定所を経由しても差し支えない旨説明する。）。

ハ 教育訓練支援給付金の受給資格の仮決定を行った安定所が正規に教育訓練支援給付金の受給資格の決定を行ったときは、その旨を直ちにその者の委嘱先又は移管先の安定所に連絡することとし、教育訓練支援給付金の受給資格の決定の通常の処理を行うとともに、委嘱又は移管の事務手続による事務処理を行う。なお、受給資格がないと決定したときも、その旨直ちにその者の委嘱先又は移管先の安定所に連絡しなければならない。

ニ 教育訓練支援給付金の受給資格の仮決定から正規の決定までの期間は、できる限り短期間にとどめることとし、早期に正規の決定を行うための所要の措置を講じ、例えば教育訓練支援給付金の受給資格の仮決定を受けた者が住所若しくは居所を移転することにより生ずる事務の煩瑣を避けるよう努める。

58516(6) 受講する対象専門実践教育訓練講座が夜間において行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練

を受けることができる教育訓練講座等の場合の措置

教育訓練支援給付金の受給資格の確認申請を受けた住居所管轄安定所においては、専門実践教育訓練講座一覧及び本人への聞き取りから、夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座（通信制等）ではないか確認する。夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座（通信制等）であった場合は、厚生労働大臣が定める者として教育訓練支援給付金の受給資格を否認することとなるので、教育訓練支援給付金受給資格否認通知書（以下、この要領において「受給資格否認通知書」という。）を本人に通知する（法附則第 11 条の 2 の第 1 項、施行規則附則第 25 条）。

なお、その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座について疑義が生じた場合には本省へ照会すること。

58517(7) 被保険者であった期間が足りない場合の措置及び教育訓練支援給付金を受けたことがある者並びに平成 26 年 10 月 1 日以降に教育訓練給付金を受けたことがある者に対する措置

支給要件期間が足りない場合、専門実践教育訓練に係る教育訓練支援給付金の受給資格を否認することになる。専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格と同時に教育訓練支援給付金の受給資格の確認申請を受けた住居所管轄安定所においては、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給要件期間が足りないこと

を説明し、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格がないことから教育訓練支援給付金の受給資格もないことを説明し、受給資格否認通知書も本人に通知する。

教育訓練支援給付金を受けたことがある者及び平成 26 年 10 月 1 日以降教育訓練給付金を受けたことがある者から教育訓練支援給付金の受給資格の確認申請を受けた住居所管轄安定所においては、教育訓練支援給付金の支給要件に該当しないことを説明し、受給資格否認通知書を本人に通知する。

58518(8) 一般被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者、会社の役員又は地方自治体の長から受給資格確認票が提出された場合の措置

受講開始日において一般被保険者ではなくなる予定であるが、受給資格確認票提出時において一般被保険者である者は受給資格確認票の提出をする期間にないことから、受給資格否認通知書を本人に通知し、受講開始日前に被保険者ではなくなった場合一般被保険者でなくなってから 1 か月以内に改めて受給資格確認を行うよう説明する。

受講開始予定日においても一般被保険者である者は教育訓練支援給付金の受給資格を否認することとなるので、受給資格否認通知書を本人に通知する。

短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者、会社の役員又は地方自治体の長は、厚生労働大臣が定める者として教育訓練支援給付金の受給資格を否認することとなるので、受給資格否認通知書を本人に通知する（法附則第 11 条の 2 の第 1 項、施行規則附則第 25 条）。教育訓練支援給付金の受給資格の確認申請を受けた住居所管轄安定所においては、受給資格否認通知書を本人に通知する。



> ----- <

教育訓練支援給付金否認通知書

被 保 険 者 番 号	氏 名	生 年 月 日	
教 育 訓 練 施 設 の 名 称			
教 育 訓 練 講 座 名			
指 定 番 号		指 定 期 間	
実 施 方 法	標 準 的 教 育 訓 練 経 費	受 講 開 始 年 月 日	受 講 修 了 年 月 日
決 定 年 月 日	一 般 被 保 険 者 又 は 高 年 齢 被 保 険 者 で な っ た 年 月 日	支 給 要 件 期 間	支 払 方 法

> ----- <

通 知 内 容			

58519(9) 事務の委嘱による場合

イ 則第 54 条の規定に基づき委嘱を受けた安定所の長は、基本手当の受給資格者が教育訓練支援給付金の受給資格者である場合には教育訓練支援給付金に関する事務の業務を行う。

この場合、当該安定所長は住居所管轄安定所長から事務の委嘱を受けたものとみなす。

ロ 上記イの委嘱を受けた安定所（以下 58520(10)において「委嘱先安定所」という。）において教育訓練支援給付金に係る受給資格決定を行った場合は、以降の教育訓練支援給付金に関する事務については、委嘱先安定所において行うこととなり、再委嘱を行うことは原則認められない。

ハ 委嘱先安定所が教育訓練支援給付金の受給資格決定を行う場合の事務処理は次の要領による。

(イ) 受給資格者から提出された書類及び雇用保険受給資格者証の写しに基づき、教育訓練支援給付金の受給資格決定に係る事務処理を行う。

(ロ) (イ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。この際、(何) 文書に求職票等の資料を添えて安定所長の決裁を受けることを要する。

58521-58530 3 教育訓練支援給付金の受給資格の決定に伴う事務処理

58521(1) 教育訓練支援給付金の支給額の算定の基礎となる賃金の範囲

一般求職者給付と同様である（50401-50600 第 5 賃金月額算定の基礎となる賃金の範囲）。

58522(2) 教育訓練支援給付金の支給額

イ 教育訓練支援給付金は、教育訓練支援給付金の受給資格者が当該専門実践教育訓練を修了の見込みを持って適切に受講している期間のうち失業している期間について支給する。

ロ 教育訓練支援給付金は、原則として基本手当日額と同様に計算して得た額に 80/100（平成 30 年 1 月 1 日前に当該専門実践教育訓練を開始した者については 50/100）を乗じて得た額（以下この要領において「支給日額」という。）に、支給日数を乗じて得た額を、教育訓練支援給付金の支給単位期間（以下この要領において「支給単位期間」という）について支給する。

支給日数とは失業の認定を受ける当該支給単位期間において、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けた日数をいう。58565 ロにより 1/2 出席したと取り扱われた日は、失業の認定を受けた日数としては 1 日とする。

支給単位期間とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日（提出期限後であって受講開始日前に一般被保険者でなくなった者のうち、受講開始日以後に教育訓練支援給付金の受給資格を決定した者はその受給資格を決定した日）から起算して 2 か月を経過した日まで又は当該専門実践教育訓練を受講している期間において 2 か月ごとにその日に応じ、かつ、当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日（以下この要領において「訓練開始応当日」という。)) からそれぞれの 2 か月後の訓練開始応当日の前日（当該専門実践教育訓練を終了した日の属する月にあつては、当該専門実践教育訓練を終了した日）までの各期間に区分した場合における、それぞれの期間をいう。

なお、当該専門実践教育訓練を修了したことにより終了した場合は、修了した日の属する支給単位期間まで支給することが可能であるが、修了以外の何らかの理由で当該専門実践教育訓練を終了した場合、当該終了し

た日を含む支給単位期間は支給対象としない。

58523(3) 支給日額の算定に伴う事務処理

イ 支給日額の基礎となる基本手当日額と同様に計算して得た額の具体的な算定は原則 50601－50750 と同様に行うが、計算するにあたっての「離職の日」とは、受講開始日直前の一般被保険者としての離職をいう。

受講開始直前の離職が短期雇用特例被保険者資格の喪失によるものであった場合であっても、離職の日は直前の一般被保険者としての離職の日とする。

ロ 法 14 条の規定により被保険者として計算された期間が 6 か月に満たない場合、算定対象期間のうち以前に取得した基本手当の受給資格に係る離職の日以前における被保険者期間についても賃金日額の算定に用い、法第 14 条 1 項本文の規定により被保険者期間として計算された 6 か月間に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た額とする（「雇用保険法第十七条第三項の規定に基づく厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法」（昭和 50 年労働省告示第 8 号。以下「特例告示」という。）第 5 条）。

ハ 法 14 条の規定により被保険者として計算された期間が 6 か月に満たない場合であって、ロによっても計算することが出来ない場合、算定対象期間にかかわらず、離職の日から 2 年以前の被保険者期間についても賃金日額の算定に用い、法第 14 条 1 項本文の規定により被保険者として計算された 6 か月間に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た額とする（特例告示第 6 条）。

ニ これらの規定によっても教育訓練支援給付金の額の算定に用いる賃金日額の算出ができない場合は、特例告示の一般規定に基づき、同一の地域においてその者と同種の労働に従事する労働者に通常支払われる賃金を考慮して、公共職業安定所長が賃金日額を定めることとする（特例告示第 7 条）。

ホ 受給資格確認票及び離職票の写しの事務処理は、次により行う。

- (イ) 算定期間に含まれる賃金月について、該当欄の適宜の箇所にその旨を示す記号（例えば○印）を付ける。
- (ロ) 賃金日額の算定の基礎とした特別の賃金について該当欄にその旨を示す記号（例えば○印）を付ける。
- (ハ) 「※公共職業安定所記載欄」に、算定期間中の賃金（特別の賃金を除く。）の合計額及び賃金日額算定の基礎とした特別の賃金の合計額を明確に区分できるように記載する。
- (ニ) (ハ)にかかわらず、日給者について賃金日額の最低保障の計算を行う場合又は通常の賃金日額の算定方法によると適当でない賃金日額になると認めて特別の算定方法により計算する場合（50611 参照）、船員に係る賃金日額の算定の特例の算定方法により計算する場合（50614 参照）を除き、離職票の「※公共職業安定所記載欄」に算定期間中の賃金（特別の賃金を除く。）と特別の賃金の合計額を記載すれば足りる。
- (ホ) 日給者について賃金日額の最低保障の計算を行う場合又は通常の賃金日額の算定方法によると適当でない賃金日額になると認めて特別の算定方式により計算する場合（50611 参照）、船員に係る賃金日額の算定の特例の算定方法により計算する場合（50614 参照）には、「※公共職業安定所記載欄」に、賃金日額の算式を記載する。
- (ハ) 賃金の総額を 180 で除して得た額を賃金日額とする場合は、当該賃金の総額を、また上記(ホ)による場合（上記(ホ)の日給者の最低保障の計算を行う場合及通常の算定方法によると適当でない場合については、賃金の総額を 180 で除して賃金日額を算定する場合を除く。）は、賃金日額を計算し、当該賃金日額をそれぞれ受給資格決定に係る受給資格確認票の 12 欄に記載の上、当該受給資格確認票により所要のデータをシステムに入力する。
なお、センターは、当該入力に基づき賃金日額を支援給付金受給資格者証に通知する。
- (ト) 受給資格確認票の 12 欄に賃金日額を記載の上、システムに入力する場合は、計算して得た金額が基本手当日額の賃金日額の最低額を下回り、又は最高額を上回る場合であっても、受給資格確認票の 12 欄に記載する額は

最低額まで切り上げ、又は最高額で切り捨ててはならない。

58524 (4) 支給日額の決定

支給日額算定の基礎となる基本手当日額と同様に計算して得た額は、教育訓練支援給付金の受給資格に係る離職日の年齢に応じて50801(1)のとおりとなる。また、基本手当日額と同様に計算して得た額は、端数は一円未満についてこれを切り捨てる。

支給日額の算定額の端数処理は、1円未満の端数についてはこれを切り捨てることとなる（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条第1項参照）。

58525 (5) 支給日額の変更

イ 8月1日以後の自動変更対象額が変更（50617参照）された場合、当該自動変更対象額は8月1日以後の日に係る支給日額について適用され、7月31日以前の日に係る支給日額については、変更前の自動変更対象額が適用される。

ロ イにより8月1日以後の日について、それ以前の日に係る支給日額より変更された額により支給日額が支給される受給資格者に対してその旨を通知する。

この場合、当該受給資格者については、最初に変更後の支給日額により教育訓練支援給付金の最初の支給を行う際、受給資格者証の処理状況欄にシステムにより「支給日額が変更となりました。」というメッセージが印字されることとなるので、これにより通知することとしても差し支えない。

58526 (6) 教育訓練支援給付金に係る失業の認定日及び支給日の決定

イ 認定日の決定

(イ) 認定日は、支援給付金の受給資格を決定したときには、支給単位期間について教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日を定め、知らせるとともに、支援給付金受給資格者証に必要な事項を記載した上、交付しなければならない（則附則第27条第4項）。

具体的には、教育訓練支援給付金の受給資格を決定したときに冊子を用いて教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定日について説明し、支援給付金受給資格者証を交付する際に支援給付金受給資格者証に支援給付金認定日を記載して交付する。ただし、基本手当を受給中の者又は基本手当の受給資格者であるにもかかわらず受給資格決定を希望しない者（58503(3)ニ）は、教育訓練支援給付金の失業の認定日には失業の認定を行い、出席率等教育訓練の受講状況の確認をするが、基本手当が優先されることから、認定日に出頭しても教育訓練支援給付金の支給を受けられないことと、それでも支援給付金の認定日に出頭することを説明する。

このとき、もし受講開始日に変更があった場合、速やかに申し出るよう指示する。具体的な取扱いは専門実践教育訓練給付金の要領により行う。

受講開始日に変更があった場合、支給単位期間にも変更があることから、新たに支給単位期間と認定日を指示する（支給日について58527(7)）。

(ロ) 支援給付金認定日にやむを得ない理由で出頭出来ない場合、58581～58590により認定を行うことができる（則附則第28条第2項）。

- (ハ) 則附則第 27 条第 7 項の規定により、支援給付金認定日を定めるにあたっては、各支給単位期間について、当該支給単位期間の末日の翌日から起算して 1 か月を超えない範囲で定めなければならない。この場合における認定日は、専門実践教育訓練を実施する教育訓練施設（以下「訓練施設」という。）による教育訓練支援給付金受講証明書への証明にかかる期間に配慮しつつ、毎月の定まった日（毎月〇日、ただし、その日が日曜日、土曜日又は祝日であるときはその前（後）の日というように）を適宜指定する（58527(7)参照）。
- (ニ) 基本手当を受給中の者にあつては、基本手当受給中は訓練施設による教育訓練支援給付金受講証明書への証明に係る期間に配慮しつつ原則基本手当の失業の認定の日と同じ日を教育訓練支援給付金の認定日とし、支援給付金受給者の通学に配慮する。

訓練施設による教育訓練支援給付金受講証明書の発行が困難な時期（1 支給単位期間の受講終了後一週間程度）に基本手当の認定日がある場合、その次の基本手当の認定日を教育訓練支援給付金の失業の認定日としても差し支えないこととする。

このとき毎月定まった日（毎月〇日、ただし、その日が日曜日、土曜日又は祝日であるときはその前（後）の日というように）にならなくてもよい。

- (ホ) 年末年始における認定日については、次により取り扱う。

- a 12 月 29 日から 31 日までの日（以下「年末の休暇日」という。）が所定の支援給付金認定日となる者については、同月 28 日以前 1 週間において失業の認定を行うこととしている日に、1 月 1 日から 1 月 3 日までの日（以下「年始の休暇日」という。）が所定の支援給付金認定日となる者については、同月 4 日以降 1 週間において失業の認定を行うこととしている日に、変更後の認定日が当該支給単位期間の末日の翌日から起算して 1 か月を超えない範囲で、それぞれ支援給付金認定日を適宜配分し、失業の認定を行う。
- b a にかかわらず年始の休暇日が所定の支援給付金認定日となる者であつて、教育訓練支援給付金の早期受給を特に希望する者については、安定所における業務処理体制等を十分勘案の上、処理の可能な限りにおいて認定日を変更して差し支えない。

58527(7) 支援給付金支給日の決定

教育訓練支援給付金の支給日は、各支援給付金受給資格者について、支援給付金認定日と同一日であるように決定し、これを受給資格者に知らせなければならない（ただし、口座振込みの方法により失業等給付の支給を行う場合にあつては 58623(3)、52003 に参照）。

58531-58540 4 支給記録及び教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証

58531(1) 教育訓練台帳作成の目的

教育訓練台帳は、各支援給付金受給資格者について、その教育訓練支援給付金の受給資格の詳細、失業状態の経過、専門実践教育訓練に関する事項、専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金に関する事項等その者についての雇用保険に関する事項について記録するものである。したがって、その作成及び記録に当たっては、関係法令に精通して誤りのないよう慎重に取り扱うことを要する。なお、教育訓練台帳は、システムに記録・保管しておくものであるが、安定所は必要に応じてセンターにその記録内容の照会を行うものである。

58532(2) 支給記録の作成及び記録

審査係は、受給資格確認票の記載に基づいて教育訓練支援給付金の受給資格のあることを確かめたときは、受給資格決定に係る受給資格確認票及び離職票の写しに必要事項を記載した上、当該受給資格確認票により所要のデータをシステムに入力することにより、支援給付金受給資格者証の作成と同時に教育訓練台帳を作成する。

専門実践教育訓練給付金の受給資格を同時に確認する場合は、同時に作成することができる。

受給資格者に対する処分を行った場合又はその記載事項に変更があった場合は、その都度所要のデータをシステムに入力することにより記録又は訂正を行う。

なお、教育訓練台帳の作成要領及び記録要領についてはセンター要領参照。

58533 (3) 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証の作成及び交付

イ 概要

(イ) 受給資格確認票を提出した者について教育訓練支援給付金の受給資格の決定を行ったときは、支援給付金受給資格者証を作成して、これをその者に交付する（則附則第 27 条第 4 項）。支援給付金受給資格者証は、これを提示することによって教育訓練支援給付金の受給資格者であることを証明するとともに、教育訓練支援給付金及び専門実践教育訓練給付金の請求をも行うこととなるのであるから、これの作成に当たっては常に慎重を期さなければならない。

(ロ) 支援給付金受給資格者証を受給資格者に交付する際には、受給資格確認票の備考欄に適宜の文言等により交付した旨（「〇月〇日支援給付金受給資格者証交付済」等その旨のゴム印の押印によることとして差し支えない。）を明らかにしておく。

ロ 支援給付金受給資格者証の作成及び記録

(イ) 支援給付金受給資格者証は、58532 により教育訓練台帳を作成すると同時に作成する。専門実践教育訓練給付金の受給資格決定を同時に行った場合、同時に同一の用紙に作成するが、同時に行わなかった場合は、専門実践教育訓練給付金受給資格決定時に交付した教育訓練給付金の受給資格者証に教育訓練支援給付金に係る受給資格者証として必要な内容を記載し、公印を押して交付する。

支援給付金受給資格者に対する処分を行った場合又はその記載事項に変更があった場合は、その都度所要のデータをシステムに入力することにより記録又は訂正を行う。

支援給付金受給資格者証の作成要領及び記録要領については、センター要領参照。

(ロ) 支援給付金受給資格者証の「(処理状況)」欄に余白がなくなった場合には、以後支援給付金受給資格者証を添付させた上、支給番号欄及び氏名欄の記載を行った支援給付金受給資格者証（続紙）の「(処理状況)」欄を使用することとする。

この場合、支援給付金受給資格者証の「(処理状況)」欄の末尾に「継続」と朱書するとともに、支援給付金受給資格者証（続紙）の余白にも「継続」と朱書する。旧の支援給付金受給資格者証を添付しなかった場合の取扱いについては、58562 参照。

ハ 作成後の処理

作成が終わったときは、支援給付金受給資格者証を支援給付金受給資格者に交付する。この場合支援給付金受給資格者証第 2 面の注意事項に留意するよう指導するほか、教育訓練支援給付金及び専門実践教育訓練給付金の受給について注意すべき事項の説明を行う。

支援給付金受給資格者証は郵送により交付することができる。郵送により交付する場合は、受給資格

確認票を提出時にあらかじめ説明を行う。

なお、作成が終わった支援給付金受給資格者証を支援給付金受給資格者本人に交付することができない場合にあっては、当該支援給付金受給資格者証は別途保管する。

ニ 支援給付金受給資格者証には、個人番号の表示は行われぬ。登録された個人番号の提供を求められた場合、提出された個人番号は開示請求の対象となるため、50008(8)ニのとおり案内すること。

また、社会保険料等の減免に関して市町村等に提出を行うことを目的として離職票－1の交付を求められた場合には、原則として受給資格者証により対応するよう案内することとし、市町村等に確認し、受給資格者証では対応できないなど、やむを得ない理由がある場合には離職票－2の写しにより対応するよう案内する。

条例等により離職票－1の提出が義務づけられている場合等は個人番号が判別できない方法によりマスキングを行った上で写しを作成し、写しを交付することもあり得るが、このような場合は、提出前に本省あて事例をご報告いただきたい。

ホ 支援給付金受給資格者証の再作成

(イ) 紛失等による場合

支援給付金受給資格者は、支援給付金受給資格者証を滅失又は損傷したときは、住居所管轄安定所に申し出て、再交付を受けることができる（則附則第32条、則第50条）。

専門実践教育訓練給付金の受給資格者証の再作成も同時に行うこととなる。

住居所管轄安定所は、滅失又は損傷により支援給付金受給資格者から支援給付金受給資格者証の再交付の申し出があったときに、支援給付金受給資格者証を再交付する場合には、58505に準じ本人確認を行い（損傷した受給資格者証によって本人確認が可能な場合を除く。）、安定所長の決裁を受けた上、所要の再作成処理を行い、再作成した支援給付金受給資格者証の第1面余白に「再交付」と朱書すること。

へ 基本手当の受給資格者でもある者の支援給付金受給資格者証

基本手当の受給資格者でもある者に交付する支援給付金受給資格者証は、第3面に支給番号、支給決定年月日、離職理由、所定給付日数、認定型、認定日を手書きで記載して交付する。

教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)及び教育訓練支援給付金受給資格者証 (第1面)

1. 被保険者番号		2. 氏名	
3. 性別	4. 受講開始時年齢	5. 生年月日	6. 離職又は在職の別の表示
7. 住所又は居所			
8. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)			
9. 支給番号		10. 離職時賃金日額	11. 支給日額
12. 教育訓練実施者名		13. 教育訓練施設の名称	
14. 教育訓練講座名			
15. 指定番号	16. 実施方法		17. 訓練期間
18. 受給資格確認年月日	19. 受講開始日	20. 受講修了予定日	
21. 登録資格			
22. 登録訓練経費			

管轄公共職業安定所
電話番号

交付 年 月 日



折り曲げ線

注意事項

- この証は、受講修了日から1年間は大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)又は教育訓練支援給付金を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて、原則として、管轄公共職業安定所の長に提出してください。
- あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、支給金額欄の金額をあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
- 定められた出頭日に来所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)又は教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名、住所若しくは居所、又は電話番号を変更したときは、その後最初に来所したときに、届書を提出してください。
- 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)又は教育訓練支援給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

(第2面)

写真欄
3×2.5

被保険者番号

氏名

処理状況						
行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日 数	種 類	支 給 金 額	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

折 り 曲 げ 線

行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日 数	種 類	支 給 金 額	備 考
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						

種 類	教育訓練給付金 (第101条の2の7第2号関係)	専門訓練給付金
	教育訓練給付金 (第101条の2の7第3号関係)	訓練追加給付金
	教育訓練支援給付金	訓練支援給付金

未支給	支給金額の頭に(未)を付す。
追給	支給金額又は(未)の頭に(追)を付す。

58541-58550 5 失業の認定の意義

58541(1) 概要

支援給付金受給資格者が教育訓練支援給付金の支給を受けるには、安定所に出頭し、失業の認定を受けなければならない(法附則第11条の2第2項、則附則第28条)。支援給付金受給資格者がこの失業の認定を受けようとするときには、支援給付金認定日に、住居所管轄安定所に出頭し、教育訓練支援給付金受講証明書(則様式第33号の2の7)に支援給付金受給資格者証を添えて提出しなければならない(則附則第28条)。

基本手当の受給資格決定を受けている場合にあつては、併せて受給資格者証も提出させる(則附則第28条)。

この失業の認定とは、安定所が教育訓練支援給付金の受給資格の決定を行った者について、支援給付金の失業の認定日において、今回認定対象となる支給単位期間に属する各日について、その者が失業していたか否かを確認する行為である。

また、その具体的な認定方法については、受給資格者の住居所管轄安定所の長は、提出された教育訓練支援給付金受講証明書に記載された当該専門実践教育訓練の受講状況及び就職状況を確認して行う。認定対象期間中の全部又は一部の日について失業していなかったと確認することを失業の不認定という。

この場合の失業とは、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう(法第4条第3項)。

なお、失業の認定は、住居所管轄安定所において行われるものであるが、住居所管轄安定所が他の安定所に求職者給付及び就職促進給付に関する事務を委嘱した(則第54条)ときは、委嘱を受けた安定所において行われる。

58542(2) 労働の意思

労働の意思とは、就職しようとする積極的な意思をいう。

雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講は、就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講するものであるため、原則専門実践教育訓練を受講している場合にあつては、労働の意思があるものと推定される。

58543(3) 労働の能力

労働の能力とは、労働(雇用労働)に従事し、その対価を得て自己の生活に資し得る精神的・肉体的及び環境上の能力をいうのであり、支援給付金受給資格者の労働能力は、安定所において本人の体力、知力、技能、経歴、生活環境等を総合してその有無を判断するものである。

雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講は、就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講するものであるため、原則専門実践教育訓練を受講している場合にあつては、労働の能力があるものと推定される。

58544(4) 職業に就くことが出来ない状態

職業に就くことができない状態とは、安定所が受給資格者の求職の申込みに応じて最大の努力をしたが就職させることができず、また、本人の努力によっても就職できない状態をいうのである。この場合、安定所は、その者の職歴、技能、希望等を配慮した上で、職業紹介を行う。

専門実践教育訓練給付金の受給資格者にあつては、求職の申込みは行っていないが、訓練対応キャリア・コンサ

ルタントの訓練前キャリア・コンサルティングを受けて当該専門実践教育訓練を受講している者である。この専門実践教育訓練は、その者の職歴、技能、希望等を配慮して職業紹介を行うために必要な訓練であり、安定所が受給資格者の求職の申込みに応じて最大の努力をしたが就職させることができず、また、本人の努力によっても就職できない状態にある者と推定される。

58551-58560 6 待期

58551 (1) 待期の意義

教育訓練支援給付金は、支援給付金受給資格者が当該教育訓練支援給付金の受給資格に係る離職後最初に安定所に教育訓練支援給付金の受給資格の確認を申請した日後の支給単位期間において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して7日に満たない間は、支給されない（法附則第11条の2第5項、法第21条）。これを教育訓練支援給付金の待期という。

なお、教育訓練支援給付金の待期は、教育訓練支援給付金の受講開始日（提出期限日において一般被保険者であった者が受講開始日前に離職した者が受講開始日以後教育訓練支援給付金の受給資格決定をした場合については教育訓練支援給付金の受給資格の確認を受けた日）から進行するものであり、その日以後において通算して7日の教育訓練支援給付金にかかる失業の認定が行われなければ教育訓練支援給付金の待期は満了しない。

58552 (2) 待期日数

待期日数は、教育訓練支援給付金の受講開始日（提出期限日において一般被保険者であって、受講開始日前に離職した者が受講開始日以後教育訓練支援給付金の受給資格決定をした場合は教育訓練支援給付金の受給資格の確認を受けた日）から起算された通算7日の失業日数である。

したがって、待期日数は、現実に失業し、失業（傷病のため職業に就くことができない場合を含む。）の認定を受けた日数が連続して、又は断続して7日に達することが条件とされるのであって、当該専門実践教育訓練の受講開始後、7日間に就職した事実（一時的な就職を除く（58576(6)））があればその就職した日数、また、所要の教育訓練支援給付金の失業の認定を受けなかった事実があればその認定を受けるべき期間の相当日数だけが先に持ち越される。

安定所における教育訓練支援給付金の失業（傷病のため職業に就くことができない場合を含む。）の認定があつて初めて失業の日又は疾病若しくは負傷のため職業に就くことができない日として認められるものであるから、教育訓練支援給付金の失業（傷病のため職業に就くことができない場合を含む。）の認定は待期の7日についても行われなければならない。

したがって、教育訓練支援給付金の受給資格の決定をした際に、受給資格者に待期の満了後あらためて出頭するよう指示するのは誤りであり、教育訓練支援給付金の受給資格の決定後、2か月に1回の教育訓練支援給付金の失業の認定日を定めて支援給付金受給資格者に知らせなければならない。

待期は、1の専門実践教育訓練にかかる教育訓練支援給付金の支給について1回をもって足り、当該専門実践教育訓練受給中に就職して、再び失業した場合には、最初の離職後において既に待期を満了している者については再び要求されない。

なお、教育訓練支援給付金の待期は、教育訓練支援給付金の受講開始日（提出期限日において一般被保険者であつて、受講開始日前に離職した者が受講開始日以後教育訓練支援給付金の受給資格決定をした場合は教育訓練

支援給付金の受給資格の確認を受けた日) から起算して通算 7 日間確認できればよく、基本手当の受給期間終了後にあらためて確認する必要はないことに留意すること。

58561-58570 7 失業の認定要領

58561(1) 概要

- イ 教育訓練支援給付金の失業の認定は、教育訓練支援給付金の受給資格決定を行った安定所において、支給単位期間ごとに指示した支援給付金認定日に行う（法附則第 11 条の 2 第 2 項、則附則第 28 条）。
- ロ 教育訓練支援給付金の失業の認定は、各支給単位期間について行うものである
- ハ 安定所が、教育訓練支援給付金の失業の認定日に失業の認定を行うに当たっては、次の事項について確かめる。
 - (イ) 当該安定所において支援給付金受給資格者証を交付した受給資格者であるか否か、又は委嘱若しくは移管の手続を経た受給資格者であるか否か。
 - (ロ) 支援給付金受給資格者本人であるか否か。
 - (ハ) 所定の教育訓練支援給付金の失業の認定日であるか否か、及び前回の教育訓練支援給付金の失業の認定日に出頭したか否か。
 - (ニ) 労働の意思及び能力があるか否か。
 - (ホ) 就職した日があったか否か。
 - (ヘ) 適切に受講し、また修了の見込みがあるか。前回の失業の認定日に出頭していない場合、前回の支給単位期間について適切に受講しているか否かを含む。

前回以前の支給単位期間において出席率が 8 割未満となったことがある場合、支給申請があった支給単位期間の出席率が 8 割以上であったとしてもこれを満たさない。
 - (ト) 支援給付金受給資格者が教育訓練支援給付金の受給資格の決定から受講開始日までのあいだに短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になっていないか。これに該当する場合は教育訓練支援給付金受給資格の決定の取消を行う。受給資格否認通知書については 58518(8)。

58562(2) 本人であるか否かの確認

教育訓練支援給付金の失業の認定は、支援給付金受給資格者本人の出頭によって行われるものであるから、代理人による失業の認定はできない（未支給失業等給付に係る失業の認定については、58634 参照）。

本人であることの確認は、支援給付金受給資格者証に貼付された本人の写真によって行う。（58232(2)により、写真の貼付を省略した者については、支給申請のタイミングごとに、マイナンバーカードの提示によって確認を行う。）

なお、支援給付金受給資格者証を提出できない場合でも、それが紛失したものであることが明らかであり、本人であることの証拠があるような場合には支援給付金受給資格者証を再交付することもできる（則附則第 32 条、則第 50 条、58533 参照）。また、支援給付金受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由がある場合には、次回の認定日に必ず提出すべく指示して支援給付金受給資格者証の提出のないまま失業の認定を行い得る（則附則 32 条、則第 44 条）。

58563(3) 所定の認定日であるか否かの確認

教育訓練支援給付金の失業の認定は、原則として、支援給付金受給資格者について、あらかじめ定められた支援給付金認定日に行うものである。このため、支援給付金受給資格者が失業の認定を受けるため安定所に出頭したときは、提出された支援給付金受給資格者証の記録により、その日が支援給付金当該受給資格者について定められた支援給付金認定日であるか否かを確認する。

なお、58562 のなお書により支援給付金受給資格者証を提出しない場合については、システムを活用して当該者の教育訓練台帳を確認する。

58564(4) 短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者となっていないことの確認

教育訓練支援給付金は一般被保険者としての就職を目的とするものであることから、教育訓練支援給付金の受給資格を決定した日から受講開始日までに短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者となっていないことを確認する。

この期間に短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者となっていることが明らかになった場合、受講開始日までに各被保険者資格を喪失していたとしても、教育訓練支援給付金の受給資格を取り消す。

58565(5) 労働の意思及び能力があるか否かの確認

イ 概要

支援給付金受給資格者について労働の意思及び能力があると確認されるためには、単に安定所に出頭しているだけではなく、真に就職への意欲をもち、かつ、精神的、肉体的、環境的に労働の能力を有していることが必要である。

教育訓練支援給付金の失業の認定は口により受講状況に基づいて行う。

教育訓練支援給付金の失業の認定日には、認定対象支給単位期間の2か月の各日について失業の認定を行うものであり、当該認定対象支給単位期間以後の日については認定を行うことはできない。

しかしながら、当該支援給付金認定日において認定対象支給単位期間の全部又は一部の日について失業の認定を行わなかった場合であって、その判断の基礎となった事情がその後も継続するであろうと認められるときは、支援給付金受給資格者に対し、その事情が継続する限り失業の認定はできないことを説明する。その事情がやめば認定を行い得るが、1支給単位期間において出席率が8割に満たない場合はその支給単位期間以降教育訓練支援給付金は支給できないことを説明する。

教育訓練支援給付金の失業の認定を行わなかったときは、支援給付金受給資格者証の「(処理状況)」欄及び教育訓練支援給付金受講証明書の「備考」欄に、その旨を記載し、その期間及び理由も記載しておく。

失業の要件である労働の意思及び能力の有無の判定は、専門実践教育訓練を適切に受講している期間については一応労働の意思及び能力があることが推定されるが、一律に機械的に行うことなく個々の事案について具体的な事情を考慮に入れて行うよう配慮しなければならない。

ロ 適切な専門実践教育訓練の受講実績に基づく失業の認定

(イ) 専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、教育訓練支援給付金の失業の認定日において、原則として今回の

認定に係る支給単位期間（以下「認定対象支給単位期間」という。）に、専門実践教育訓練を受講した日が開講日数の8割以上確認できた場合に、当該認定対象支給単位期間に属する、欠席その他不認定となる事由がある日以外の各日について失業の認定を行う。

この場合、1実施日の訓練の一部のみを受講した日の取扱いに関して、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日分受講したものとして取り扱うこととする。

なお、この場合、あくまで全体の実施日数に占める受講「日数」としての割合を算定するものであることから、訓練を受講した日に1/2日分受講したものとして取り扱う日を加えて算出した出席日数に端数が出た場合には、当該端数（1/2日）は、「日数」として取り扱うことはできず、切り捨てた上で受講日数を算定することとなる。

(ロ) 次の(ハ)に定める事由を除き、出席しなかった日についてその出席しなかった理由は問わず出席率の計算を行う。

(ハ) 以下の場合については、教育訓練実施日から除外することができる。

- ① インフルエンザ等に感染した場合等
- ② 大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合
- ③ 裁判員等に選任された場合等
- ④ 教育訓練支援給付金の受給資格者本人が基本手当の認定日、教育訓練給付金の支給申請又は教育訓練支援給付金の失業の認定日に安定所に来所する必要がある場合
- ⑤ 受給資格者が安定所指導により求職活動を行う場合若しくは紹介に応じて求人者に面接する場合又は職業紹介事業者である教育訓練施設の指導により求職活動を行う場合若しくは紹介に応じて求人者に面接する場合

①は、訓練の受講により他の受講者に多大な影響を与えるなど公衆衛生の観点から欠席を求める必要があること、②及び③は、事態の発生が具体的に想定できず、本人の努力のみでは解決困難であること、④及び⑤は、教育訓練支援給付金制度において、制度の仕組み上、訓練受講より優先した対応を求めているものであること、といった理由から、欠席と取り扱うことが受講者にとって酷な扱いとなるものである。このため、上記①～⑤の理由による欠席については、欠席日数が2割を超える場合には、訓練実施日とはせず算定できることとする。

除外することとする場合、出席要件（出席日数／当該者が出席すべき訓練実施日数）から当該欠席した日数を控除する。このとき出席率は「出席日数／当該者が出席すべき訓練実施日数－上記①～⑤の理由により欠席した日数」により求める。

①～⑤の理由により欠席した場合で、当該実施日の2分の1以上に相当する部分を出席した場合には、1/2日出席したことと取り扱うこととする。ただし、本取扱の結果、受講した日数が当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が100分の80を下回る場合には、①～⑤の理由により欠席した日について、訓練実施日から除外することもできるものとする。

なお、欠席理由の確認は訓練施設が行うものであり、原則安定所は確認を行わなくて良い。訓練施設の証明に基づき除外するか否かの判断については安定所が行うものである。

a ①のインフルエンザ等の感染症に感染した場合の対応等については次のとおりとする。

(a) 対象となる感染症

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定される以下の感染症とする。

・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下、「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）、インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症（※）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

※その他の感染症（例 感染症胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）

(b) 具体的取扱い

i 支援給付金受給資格者本人又は親族、支援給付金受給資格者本人の同居人（親族以外の者を指す。以下「同居人」という。）が、(a)の感染症に感染した場合の取扱い

(i) 支援給付金受給資格者本人が(a)の感染症に感染したことを理由として欠席した日については訓練実施日から除外して取り扱うことができる。

なお、(a)の感染症に感染したことにより、その受講を途中で終了した場合、修了の見込みが無くなったものとしてその終了した日を含む支給単位期間は支給しない。

(ii) 親族又は同居人が(a)の感染症に感染し、医師（医師法に規定する医師に限られる。）又は担当医療機関関係者（以下「医師等」という。）が支援給付金受給者本人も含む親族又は同居人の自宅待機が必要と判断した場合又は企業実習先において支援給付金受給資格者本人以外の者が(a)の感染症に感染し、支援給付金受給資格者本人が訓練を受講できなかった場合についても同様に取り扱うことができる。

(c) 確認書類等

確認は訓練施設において行うため、原則安定所では確認しない。

以下の確認は訓練施設が行う。訓練施設は、原則以下のi～vの全ての書類により確認する。

i 医療機関又は調剤薬局の領収書

ii 処方箋袋（薬袋）

iii 薬剤情報提供書（医療機関又は調剤薬局からの処方箋袋（薬袋）とともに渡される調剤日、薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、相互作用に関する主な情報が記載された用紙）

iv 診療明細書

v 支援給付金受給資格者本人の書面による申告書（感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより専門実践教育訓練を欠席したことの申告書（申告様式1））

vの確認書類については、支援給付金受給資格者本人が(a)の感染症に感染し、医師等から自宅待機が必要と指示された場合には、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書（申告様式1）により申告させて確認する。

また、親族が(a)の感染症に感染し、医師等から支援給付金受給資格者本人を含む親族の自宅待機が必要と判断された場合には、感染した親族に係る i～iv の確認書類に加え（写しでも可とする。）、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書（申告様式1）により支援給付金受給資格者本人に書面で申告させて確認する。

同居人が(a)の感染症に感染し、医師等から支援給付金受給資格者本人を含む同居人の自宅待機が必要と判断された場合には、感染した同居人に係る i～iv の確認書類に加え（写しでも可とする。）、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書（申告様式1）により支援給付金受給資格者本人に書面で申告させて確認する。また、同居しているか否かについては、本人確認書類に準じた確認書類（写しでも可とする。また、50003ニ(ロ)の確認書類であっても氏名及び住居所が確認できれば1点の確認書類で足りるものとするが、そのうち住民票の写しは除く。）及び住民票の写しにより、同居人の氏名が同居人に係る i～v の氏名と同一か否か、同居人の住居所が支援給付金受給資格者本人の住居所と同一であるか確認する。

i～v の書類の確認に当たり、具体的には、氏名、受診日、申し出た感染症と受診科、処方された医薬品等との間に齟齬がないことを確認する（ii及びiiiの書類には、処方した薬剤の用法・用量等の情報及び医薬品名が、上記vの書類には、氏名、受診日、受診科、医薬品名の情報に加え検査内容が記載されることから確認書類の対象としているところであるが、これらの情報から感染症名の特定は困難であり、薬剤の処方はその時々々の症状に応じて処方され得ることから、処方した薬剤の用法・用量等、医薬品名や検査内容といった情報が上記(a)の感染症と因果関係が特定できないことだけをもって、本特例措置を適用しないといった判断ができるものではないことに留意すること。）。)

ivの書類について、医療機関又は調剤薬局によっては、診療明細書発行機能が付与されていないコンピュータを使用している場合等も想定されることから、支援給付金受給資格者本人からivの書類が発行されなかった旨申告があった場合には、当該医療機関又は調剤薬局に、当該医療機関又は調剤薬局において診療明細書は発行していないことを電話等で確認し、教育訓練支援給付金受講証明書の5欄にその旨記載することとし、支援給付金受給資格者本人には受けた診療の内容を感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書に申告させる。

なお、インフルエンザのように、処方された医薬品名から特定の感染症に感染したものであることが判別できる場合には、上記 i～ivのいずれかの書類で確認すればよいものとする。また、この場合、支援給付金受給資格者本人が当該感染症に感染した場合であれば、上記vの書類（申告様式1）による確認も不要とする。

企業実習先において支援給付金受給資格者本人以外の者が(a)の感染症に感染し、支援給付金受給資格者本人が訓練を受講できなかった場合については、訓練実施施設において経緯書（感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書）を作成し保管する。

- b ②の大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合とは、当該地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが、交通が遮断されるなど回復するために1日以上時間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難となる場合をいい、人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含まない。

c ③の裁判員等に選任された場合等とは、他の法律による裁判への参加や出廷（裁判員又は補充裁判員、刑事又は民事訴訟手続きにおける証人等）並びに裁判員候補者としての裁判員等選任手続の期日における裁判所への出頭がこれに当たるものである。

また、国会への招致もこれに当たるものである。

d ④は、基本手当の失業の認定日、教育訓練給付金の支給申請又は教育訓練支援給付金の失業の認定日に安定所に赴く必要がある場合である。

ハ 受講実績の確認方法等

(イ) 教育訓練支援給付金受講証明書に基づく判断

受講実績については、教育訓練支援給付金受講証明書に記載された受給資格者の申告及びそれに対する訓練施設による証明に基づいて判断する。

原則的に欠席理由を個別に確認する必要は無いが、欠席が長期にわたる場合、頻繁にある場合等、必要に応じて、本人又は訓練施設あてに確認をする。

(ロ) 受講実績に係る事実確認を行う旨の周知徹底

教育訓練支援給付金受講証明書により申告のあった受講実績については、安定所から利用した訓練施設への問い合わせ等により事実確認を行うことがあり、事実と相違する場合は不正受給として取り扱う旨、あらゆる機会を通じ、支援給付金受給資格者に対し周知徹底を図ること。

ニ 労働の意思又は能力があるか否かの確認については、慎重に取り扱うべきもの

(イ) 妊娠、出産、育児、老病者の看護その他家事、家業手伝いのため退職した者

この者は、離職理由そのものから一応労働の意思を失ったもの（又は環境上職業に就き得ない状態にあるもの）と推定されるが、教育訓練支援給付金の受給資格者は、中長期的なキャリア形成のために専門実践教育訓練を受講している者であることから、これに該当しないことが推定される。

(ロ) 求職条件として短時間就労を希望する者

雇用保険の被保険者となり得る求職条件（20303 ロ及びハに留意）を希望する者に限り労働の意思を有する者と推定されるが、教育訓練支援給付金の受給資格者は、中長期的なキャリア形成のために専門実践教育訓練を受講している者であることから、これに該当しないことが推定される。

(ハ) 内職、自営及び任意的な就労等の非雇用労働へ就くことのみを希望している者

労働の意思を有する者として扱うことはできないが、教育訓練支援給付金の受給資格者は、中長期的なキャリア形成のために専門実践教育訓練を受講している者であることから、これに該当しないことが推定される。

(ニ) 職業指導を行ったにもかかわらず、特別の理由がないのに安定所が不相当と認める職業又は不当と認める労働条件その他の求職条件の希望を固執する者

この者は、一応労働の意思がないものと推定されるが、教育訓練支援給付金の受給資格者は、専門実践教育訓練を受講している者であることから、これに該当しないことが推定される。また、求職の申込みも必須ではない。

(ホ) 疾病、負傷又は産前産後等本人に固有な精神的、肉体的諸原因により通常のいかなる職業にも就くことができない（適職なし）と認められる者であって、訓練施設にも入校（所）させることができない者（判定の困難な場合は、当該労働市場又は近隣の労働市場において、雇用されることの可能性の有無を考慮する。）

例えば、次のような者で医師の証明等により労働の能力のあることが立証できない者であり、この者は、一応労働の能力がないものと推定される。

- a 高度又は悪質伝染性の疾病、負傷中の者
- b 高度の身体障害により常に介護を要する者、労務に服することができない者、又は特殊の技能を有するものでなければ、通常のいかなる職業にも就く能力がない（適職なし）と認められる者であって、訓練施設にも入校（所）させることのできない者
- c 産前6週間以内の女子及び産後8週間以内の女子（産後の場合は、医師の証明のあるときは6週間以内）産前6週間に至らない妊娠女子であっても、本人の身体の状況、当該労働市場又は近隣の労働市場の通常の求人状況その他の事情を総合的に判断して、雇用の可能性がないと認められる者は、労働の能力がないものとして取り扱う。なお、妊娠の状況の確認は、主として母子健康手帳（いわゆる母子手帳）の提示を求めること等によって行うこととし、確認に際しては、受給資格者の心証を害さないよう十分慎重に注意することが必要である。

- (ハ) 労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付その他これに相当する給付（53003 ロ(ハ)に掲げるもの）の支給を受けている者

この者については、一般に労働の能力がないものと判断されるが、一日のうち一部の時間労働不能であることにより、労働基準法第76条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の支給を受けている者であって医師の証明等により被保険者となりうる条件での労働の能力のあることが立証できる者はこの限りでない。

なお、療養の状態が継続した期間が14日以内の場合には、出席率を満たせば58581-58590により認定を行うことができるので留意する。

- (ト) 家事、家業又は学業等の都合により他の職業に就き得ない状態に在る者

例えば次のような者であるが、教育訓練支援給付金の受給資格者は、訓練前キャリア・コンサルティングを受けて専門実践教育訓練を受講している者であることから、これに該当しないことが推定される。

- a 乳幼児の保育、老病者の看護等のため、本人が家庭から離れられない事情にある者（ただし、乳幼児保育中の者については、その者の住所若しくは希望する求職条件の職場の近隣又は通勤経路上の適当な場所に保育所等保育のための施設又は親族等があり、その施設を利用し又は親族等に保育を依頼することができ、通勤も可能であると認められる場合を除く。）
- b 結婚準備のため又は結婚生活のため他に就職し得ない事情にある者
- c 農業、商業等家業の繁忙期に手伝いをする必要があるため、他に就職し得ない事情にある者（常時この状態にある者は、職業を有する者と認めるべきである。）

- (フ) 専門実践教育訓練を欠席した者

当該欠席をした日については失業の状態にないものであり、58565(5)ロ(ハ)②～⑤の理由による欠席の場合を除き、不認定とする。

58565ロにより1/2出席した日と取り扱われた日は、失業の認定を受けた日数としては1日とする。

- (リ) 所定の支援給付金認定日に不出頭の者（58581～58590による者を除く。）

前回の支援給付金認定日に不出頭の者は今回の支援給付金認定日に係る認定対象支給単位期間中は、一応労働の意思又は能力がないものと推定される。

ただし、当該不出頭であった認定日の認定対象期間中に教育訓練を適切に受講し、出席率が8割以上ある場合はこの限りではない。

したがって、当該認定対象支給単位期間について教育訓練給付金受講証明書を提出させ、その記載等により教育訓練を適切に受講していた事実が確認される場合には、今回の認定日に係る認定対象支給単位期間については、原則どおり当該認定対象支給単位期間に属するそれぞれの日について、失業の状態にあったか否かを確認し、失業の認定又は不認定を行うものとする。

当該不出頭であった認定日の認定対象支給単位期間について、出席率が8割以上なかった場合、適切な受講がなされていないことから以後不支給とする。

(ヌ) 安定所に出頭することができない（訓練に出席できない）状態が継続する者

次のa又はbの場合以外の場合であって、安定所に出頭することができない（教育訓練に出席できない）状態が継続した場合は、その期間が15日以上であるときは、その期間のすべての日について、労働の能力がないものとして失業の認定を行わない。また、出席率を満たさなくなった場合は、その支給単位期間以降不支給とする。

なお、出頭することができなかつた期間に失業の認定日が含まれる場合の失業の認定の取扱いについては、さらに(リ)参照。

a 就職により安定所に出頭することができない（訓練に出席できない）場合

就職している期間の全ての日について失業の不認定を行う。出席率を満たさなくなった場合は、その支給単位期間以降不支給とする。

b 次の理由により安定所に出頭することができない場合

- ・疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して15日未満であるとき。

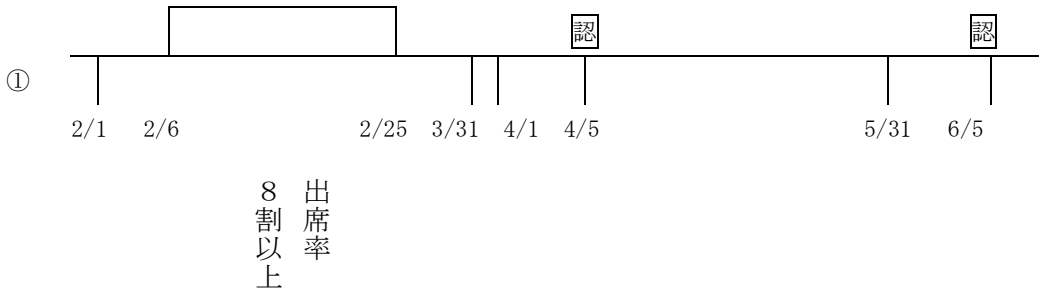
安定所に出頭できなかった（訓練に出席できなかった）日について、失業の認定は行わない。また、出席率を満たさなくなった場合は、その支給単位期間以降不支給とする。

- ・病気その他の自己の都合による場合を除いて、天災その他避けることができない事故、すなわち、水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、交通事故等のため、受給資格者が出頭できない場合

その期間の全ての日について失業の認定を行ない得る。

[例示] 不認定とすべき日が継続して 20 日あるとき

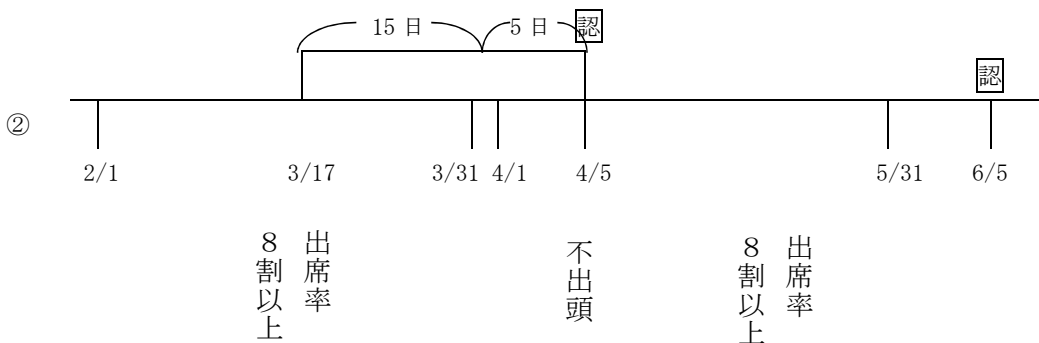
支給単位期間 2/1～3/31 (59 日) 4/5 支援給付金認定日
4/1～5/31 (61 日) 6/5 支援給付金認定日



58565(5)ロ(ハ)の感染症のため 2/6～2/25 まで 20 日間欠席。

感染症の証明をしたことにより開講日数から欠席日数を控除し、出席率は 8 割を満した。

4/5 の認定日数は 39 日間 (2/1～3/31 (59 日間) のうち 20 日不認定) となる。



58565(5)ロ(ハ)の感染症のため 3/17～4/5 まで 20 日間欠席。

感染症の証明をしたことにより開講日数から欠席日数を控除し、両支給単位期間の出席率は 8 割を満した。

6/5 の認定日数は 56 日間 (4/1～5/31 (61 日間) のうち 5 日不認定) となる。

(ル) 妊娠、出産、育児等の理由により、基本手当の受給期間の延長事由が生じた者

この者が基本手当の受給資格者であって、受給期間の延長を行った場合、以後基本手当は支給されないが、支援給付金においても失業の認定を行うことができない。続けて専門実践教育訓練を受講している場合であっても、その場合は労働の能力があるものと考えられ、基本手当を受給すべきものであって、教育訓練支援給付金は支給しない。

基本手当の受給期間の延長終了後の期間については、当該専門実践教育訓練を開始した当初の修了予定日に当該教育訓練を修了することが見込まれるか確認が必要。当該事由のため休学等し、当該専門実践教育訓練開始当初の修了予定日に当該教育訓練を修了することが見込まれなくなった場合、その見込まれなくなった日以

降支給しない（58565(5)ホ(ウ)）。

ホ 専門実践教育訓練を修了する見込みの確認

専門実践教育訓練を修了する見込みがない場合、教育訓練支援給付金は以降不支給となるため、次の確認を行う。

- (イ) 教育訓練支援給付金受講証明書の特記事項欄により修了の見込みがないとされた専門実践教育訓練の支給単位期間以降、全期間を不支給とする。
- (ロ) 専門実践教育訓練を途中で終了した場合、終了した日を含む支給単位期間以降不支給とする。教育訓練支援給付金受講証明書の特記事項欄により修了の見込みがないことが証明されるものであるが、支給単位期間の最後に欠席が続く場合、特に注意して確認すること。
- (ハ) 専門実践教育訓練を途中で休学することとなった場合等、休学により終了の見込みがなくなった者は休学の初日を含む支給単位期間以降全期間を不支給とする。教育訓練支援給付金受講証明書の特記事項欄により修了の見込みが無いことが証明されるものであるが、支給単位期間の最後に欠席が続く場合、注意して確認すること。

58566(6) 就職した日があったか否かの確認

失業の認定を受けるべき期間中において支援給付金受給資格者が就職した日があるときは、就職した日についての失業の認定は行わない。ただし、イ以降で示す一時的な就職をした日については失業の認定をして教育訓練支援給付金を支給する。

この場合教育訓練支援給付金受給資格者は、就職した日の後における最初の教育訓練支援給付金の失業の認定日に当たって、就職した日等を安定所に届け出なければならないのであるが、認定係は支援給付金受給資格者に対し就職した日の有無を問い、また疑問のある者に対してはその事実について調査を行い確認を行わなければならない。

なお、雇用関係を設定する契約が、現実に契約が締結された日より前の期間を含む期間について締結され、かつ遡及に係る期間について賃金相当額が支給された場合であっても、遡及に係る期間（既に就労を行っていた期間（日）を除く。）については、就職していた期間とは認められないので、その期間については支給した教育訓練支援給付金を過誤払として返還させることはできない。

就職とは雇用関係に入るものはもちろん、請負、委任により常時労務を提供する地位にある場合、自営業を開始した場合等であって、現実の収入の有無を問わない。

なお、1日の労働時間が短時間であっても、それに専念するため専門実践教育訓練を受講できない場合は、当然に、労働の意思及び能力がないものとして取り扱う。

就職に係る判断に当たっては、次の点に留意する。

イ 就職

(イ) 次の期間は、実際に就労しない日を含めて就職しているものとして取り扱う。

① 一の雇用契約において被保険者となっている期間（被保険者には20303のへに該当する者を含む。また、その者を昼間学生では無いと仮定した場合に被保険者資格を取得することとなる者も含む。）

② 契約期間が7日以上の一の雇用契約における週所定労働時間が20時間以上であって、かつ、1週間の実際に就労する日が4日以上の場合は、当該一の雇用契約に基づいて就労が継続している期間

(ロ) 上記(イ)の①及び②以外の場合は、当該一の雇用契約に基づいて就労している場合であっても、実際に就労した日ごとの契約とみなして取り扱い、教育訓練支援給付金の失業の認定にあつてはそれらの一時的な就職があった日については失業の認定を行う。

自営業の準備、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動等については、原則として日ごとの契約により就労しているものとみなす（一時的な就職）。

ただし、請負契約、ボランティア契約（無償である場合を除く。）等の契約において継続的に就労することが明確である場合は、上記④の「週所定労働時間」を「1週の平均的な労働時間」と読み替えることにより取り扱うものとする。

なお、一の契約において日ごと又は週ごとの労働時間が変動する場合は、当該一の雇用契約に基づいて就労している場合であっても、実際に就労した日ごとの契約とみなして取り扱う。

- (ハ) 商業、農業等の家業に従事した場合については、実際に就労した日ごとの契約とみなして取り扱い、教育訓練支援給付金の失業の認定にあつてはそれらの一時的な就職の日も失業の認定を行う。
- (ニ) 自営業の準備、自営業を営むこと、農業・商業等の家業への従事、請負・委任による労務提供、ボランティア活動、在宅の内職等については、実際に就労した日ごとの契約とみなした場合であっても、それに専念する場合は就職しているものとして取り扱う。
- (ホ) 次の場合は、1日の労働時間にかかわらず就職しているものとみなして取り扱う。
 - ① 会社の役員（株式会社又は有限会社の取締役又は監査役。合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員）に就任している場合（非常勤の取締役、監査役等であつて、報酬を1日あたり内職収入の控除額（法第19条第1項に規定する額）の範囲を超えて受けないことが確実と認められる場合を除く。）
 - ② 地方公共団体の長への就任
- (ハ) 支援給付金受給資格者が短期雇用特例被保険者又は日雇労働者被保険者となった場合、以降教育訓練支援給付金の支給対象としない（58558(8)）。
- (ト) 公認会計士、弁護士、司法書士等の資格を有する者については、これらの資格制度を規定する法律等に基づき、名簿等に登録を受けている場合であっても、失業している旨、事務所を設立して開業している事実がない旨等の申立てが行われた場合には、当該名簿等に登録を受けていることのみをもって就職しているものとして取り扱うことはしないこと。

58567(7) 登録型派遣労働者に係る留意事項

- イ 支援給付金受給資格者が被保険者とならないような派遣就業を行った場合は、通常、その雇用契約期間が「就職」していた期間である。
- ロ 支援給付金受給資格者に対し、教育訓練支援給付金受講証明書の記載要領等について説明を行う際（58571ロ参照）、派遣就業の申告についても説明を行い、不正受給の防止を図る。

58568(8) 就職後再離職した者への教育訓練支援給付金

イ 支援給付金受給資格者は、専門実践教育訓練の受講中に就職し、その期間内に再び離職し、教育訓練支援給付金の受給資格に基づき教育訓練支援給付金の支給を受けようとするときは、当該支援給付金受給資格者の住居所管轄安定所に出頭し、その保管する支援給付金受給資格者証を離職票又は資格喪失確認通知書に添えて提出しなければならない（則附則32条、則第20条第2項）。

なお、当該離職後の出頭時において、当該離職に係る離職票又は資格喪失確認通知書の提出がなかったとしても、当該離職日の翌日以降を対象に教育訓練支援給付金の失業の認定を行うことができること（ただし、教

育訓練支援給付金の支給は、当該離職票等の提出を受理した上で行うこと。)

- ロ イにより教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者が、基本手当の受給資格者である場合、基本手当の支給を受けられる期間は教育訓練支援給付金は支給しない。再就職申込みまでの期間についても支給しない。
- ハ 当該就職により新たに基本手当の受給資格を得た者については、新たな受給資格に基づき基本手当の支給を受けられる期間は教育訓練支援給付金は支給しない。求職申込みまでの期間についても支給しない。
- ニ 再離職した教育訓練支援給付金の受給資格者が安定所に出頭した場合には必ず離職票の交付の有無を問い、原則として、これを提示させた上で、教育訓練支援給付金の受給資格の有無を判断することとなる（当該離職票については写しを取ったうえで支援給付金受給資格者に返付し、保管するように指導する。）。なお、就職後短日時のうちに再離職したこと等により再離職時まで資格の取得の確認が行われていない者については、速やかに資格の取得及び喪失の確認を行い離職票を交付する。
- ホ 就職により短期雇用特例被保険者となった者及び日雇労働被保険者となった者は、各被保険者資格を喪失した後も教育訓練支援給付金は支給しない。以後不支給とする旨支援給付金受給資格者証に記載し、返付する。
- ヘ 教育訓練支援給付金の給付を受けることとなった者に対して、住居所管轄安定所の長は、その者について離職日の翌日を含む支給単位期間について新たに教育訓練支援給付金の失業の認定日を定め、支援給付金受給資格者証に必要な改定をした上、返付する。
- ト 離職票-1に個人番号が記載されていても、確認及び処理を行う必要はない。この際、離職票-1の写しを作成する場合には、個人番号が判別できない方法によりマスキングをするとともに、鍵付きの保管庫等に保存する。

58571-58580 8 教育訓練支援給付金受講証明書

58571(1) 教育訓練支援給付金受講証明書

- イ 支援給付金受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、支援給付金認定日に住居所管轄安定所に出頭し、教育訓練支援給付金受講証明書（則様式第33号の2の7）に受給資格者証を添えて提出しなければならない（則附則第28条）。
- ロ 教育訓練支援給付金受講証明書の記載要領については、支援給付金受給資格者に対して、教育訓練支援給付金の受給資格の決定を行った後の最初の失業の認定日までに、必ず冊子を用いて個人別に説明しておく。

58572(2) 教育訓練支援給付金受講証明書の事務処理

- イ 認定係は、教育訓練支援給付金の失業の認定日に支援給付金受給資格者から教育訓練支援給付金受講証明書の提出を受けた場合は、次の要領により処理する。
 - (イ) 教育訓練支援給付金受講証明書の1欄の受講者氏名、2欄の証明対象期間、3欄の教育訓練講座欄を、支援訓練給付金受給資格者証により確認する。
また、聞き取りにより受講の実態を確認し、休学等修了の見込みがない者ではないことを確認する。
 - (ロ) 4欄のカレンダーの出席率を確認する。出席率が8割に満たない場合、この支給単位期間以後、教育訓練支援給付金は支給しない。
 - (ハ) 5欄には感染症等のため欠席した場合その理由が書かれていることを確認する。
 - (ニ) 1から5欄について訓練施設の証明がなされていることを確認する。
 - (ホ) 教育訓練支援給付金受講証明書の6欄の「した」に○印が付され、右側のカレンダーに○印が付されて

いる場合は、その申告の具体的内容を把握し、58566 に示す就職等に該当するときは、所要の処理を行う。

この場合、教育訓練支援給付金受講証明書に就職と記載されていても、受給資格者の主観的判断によって記載され、58566 に示す就職に該当しない場合もあるので留意する。

なお、○印は 58566 (6) に示す就職をした場合に付けることとする。

- (ハ) 失業の認定を行ったときは、教育訓練支援給付金受講証明書の「※公共職業安定所記載欄」の「認定対象期間支給期間その1」欄及び「認定日数その1」欄に記載（認定対象期間の全部について失業の不認定を行った者については、「全部不認定」と記載する。）した上、「取扱者印」欄に取扱者印を押印するか又はその者にあらかじめ定められた番号を記載する。

ただし、この「認定対象期間支給期間その1」欄及び「認定日数その1」欄の記載については、初回認定の場合、支給終了の際の認定の場合、証明認定又はやむを得ない理由による認定の取扱いがあった場合、就職の事実について届出があった場合等例外的な場合にのみ記載することとし、通常の認定対象期間の全ての日について記載する場合には、当該欄への記載を省略し、取扱者印の押印のみをもって認定対象期間の記録として差し支えない。

なお、初回の認定時には待期間を備考欄に記載し、システム上そのように記録すること。

- (リ) 認定係は、失業の認定を受けた者（全部不認定の者を含む。）に係る教育訓練支援給付金受講証明書の所要欄に必要事項を記載の上、当該申告書により所要のデータをシステムに入力することにより支援給付金受給資格者証及び教育訓練台帳に所要の記載及び記録を行った上、教育訓練支援給付金受講証明書を支援給付金受給資格者証とともに審査係に回付する。

また、支援給付金受給資格者証の備考欄は、失業の認定を行った担当者の印又はその者についてあらかじめ定められている番号を押印または記載する。

ただし、認定係のこの処理を省略し、審査係において一括処理することとして差し支えない。

なお、前回支援給付金認定日不出頭のため認定を行わなかった期間がある場合は「支援給付金認定日に来所がなかったため○年○月○日から○年○月○日まで不認定。出席率○%」である旨、支援給付金受給資格者証の第3・4面の処理状況欄を使用して記載する。

- ロ 審査係は、当該支援給付金受給資格者証の「(処理状況)」欄に記載された内容及び教育訓練支援給付金受講証明書等について審査を行った上、これを給付係（求職者給付及び就職促進給付の支払に関する事務を担当する係をいう。以下同じ。）へ回付するとともに教育訓練支援給付金受講証明書を保管する。「操作者印」の押印については「取扱者印」に準じた取扱いを行って差し支えない。

また、上記の処理を審査係において一括処理する場合には、認定担当者印の押印を省略する。

なお、全部不認定の者に係る支援給付金受給資格者証については審査係から本人に返付する。

注意

- 1 この証明書は、教育訓練支援給付金の支給を受けようとするときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練支援給付及び教育訓練給付を受けることが出来なくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 証明対象期間は、原則、初めて教育訓練支援給付金の支給に関して失業の認定を受ける場合にあっては受講開始日（受講開始日以後に教育訓練支援給付金の受給資格の決定を受けた場合は、その日）から2か月間、それ以外の教育訓練支援給付金の支給に関して失業の認定を受ける場合にあっては、前回の証明対象期間の末日の翌日から2か月間であること。なお、当該2か月間に当該教育訓練講座の訓練期間の末日が含まれる場合は、当該末日までであること。
- 4 4欄の「開講日数」は、証明対象期間のうち講座が開講された日数を記載すること。証明対象期間が2か月ある場合、2か月分をまとめて記入すること。次の出席日数と出席率も同様に、証明対象期間が2か月ある場合は、2か月分をまとめて記入すること。遅刻、早退は、訓練実施日あたり2分の1以上の出席があった場合、カレンダーに△を付け、出席日数に0.5日として算入すること。
「出席日数」は、講座に出席した日数と、カレンダーに△を付けた日数の合計を記載すること。小数点以下の端数は切り捨てること。
「出席率」は、「出席日数／開講日数×100」（％）を記載すること。小数点以下の端数は切り捨てること。
- 5 教育訓練講座を受講しなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 6 6欄は、該当する記号を○で囲むこと。アを○で囲んだ者は、その内容をカレンダーに申告すること。
- 7 6欄の「就職」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備などをした場合であること。これは雇用保険の被保険者となっている期間、雇用保険の被保険者とはならないが契約期間が7日以上の一の雇用契約における週所定労働時間が20時間以上であって、かつ、1週間の実際に就労する日が4日以上の場合の当該契約期間、個人事業主を含む自営を営んだ場合又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職したことになるものであること。
- 8 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

58581(1) 天災等やむを得ない理由により支援給付金認定日に出頭できない場合

イ 教育訓練支援給付金受講証明書の提出は、当該給付金の支給に係る支給単位期間の末日の翌日から起算して1か月を超えない範囲で住居所管轄安定所長の指定する日（支援給付金認定日）にしなければならないとされている（則附則第27条第7項）。ただし、教育訓練支援給付金受講証明書を提出しなかったことについて天災その他やむを得ない理由がある時はこの限りではなく、この場合、当該受講証明書は、当該理由がやんだ日の翌日以降7日以内にしなければならない（則附則同条第7項、第8項、則17条の2第4項、第5項）。

やむを得ない理由は、一時的に出頭出来ない場合を想定しているため、支援給付金の不認定とされる就職期間中であるため支援給付金認定日に出頭できない場合は、やむを得ない理由には該当しない。そのためこの場合は支援給付金認定日に出頭することを要するが、当初の支援給付金認定日前に申し出があれば、その支援給付金認定日を、支給単位期間の末日の翌日から起算して1か月を超えない範囲で指示し直す。ただし、就職が支援給付金認定日の直前に決まり、また新たに支援給付金認定日を指示し直せる期間が短い場合、支給単位期間の末日の翌日から起算して2か月を超えない範囲で指示し直すことができる。（則附則27条第7項ただし書き）

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる理由をいう。次に掲げる理由以外の理由で、「やむを得ない理由」とすることが適当であると考えられるものについては、その事例が生じた都度、厚生労働省職業安定局雇用保険課あて具体的な事例を付して照会する。

- (イ) 天災のため
- (ロ) 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して15日未満であるとき。
- (ハ) 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。
- (ニ) 公共職業安定所の紹介によらないで求人者に面接する場合（採用試験を受験する場合を含む）
- (ホ) 受講している講座に関連した各種国家試験、検定等の資格試験を受験するため。
- (ヘ) 親族(民法第725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。)の傷病について支援金受給資格者の看護を必要とする場合
- (ト) (ヘ)と同範囲の親族の危篤又は死亡及び葬儀
- (チ) 配偶者、3親等以内の血族又は姻族の命日の法事
- (リ) 支援給付金受給資格者本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行等を含む。）又は(ホ)と同範囲の親族の婚姻のために儀式に出席する場合
- (ヌ) 子弟の入園式・入学式又は卒園式・卒業式への出席（支援給付金受給資格者自身の当該専門実践教育訓練に係る卒業式を含む）
- (ル) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (7) 前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの。
例えば、(イ)に準ずる理由としては、暴風雨等により災害発生の恐れがある場合に該当する。
なお、次の場合は、社会通念上やむを得ないと認められる。

- a 親族の配偶者の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合 ((ハ)に準ずる。)
 - b 親族の配偶者の危篤又は死亡及び葬儀 ((ト)に準ずる。)
 - c 死亡した父母、配偶者又は子が生前所属していた団体等が主催する合同慰霊祭等への出席 ((フ)に準ずる。)
 - d 仲人としての婚姻の儀式への出席 ((リ)に準ずる。)
 - e 地方公共団体が主催する成人式への出席 ((リ)に準ずる。)
 - f 永年勤続表彰式への出席 (配偶者随伴の式典の場合には、配偶者としての出席を含む。)(リ)に準ずる。)
 - g 勲章の授与式への出席(配偶者随伴の式典の場合には、配偶者としての出席を含む。)(リ)に準ずる。)
 - h 裁判員として司法の場への出頭 ((ル)に準ずる。)
 - i 消防団員として出勤義務のある火災消火活動、訓練、出初め式等への参加
 - j 当該講座のカリキュラム上必須とされる定期試験、実習等 ((ホ)に準ずる)
- ロ 法第15条第4項1号及び2号に該当する場合は、原則として58584(4)により処理すべきものであるが、受給資格者が次の所定認定日前に出頭した場合で、上記によって認定日の変更をなし得ると認めるときは、本取扱いによっても差し支えない。

58582(2) やむを得ない理由に係る証明

イ 当該支給単位期間におけるやむをえない理由による認定日に出頭できなかったことについては、安定所が支給申請時に証明書類による確認を行う必要があり、次の証明書類を必須の添付書類として求める。

(イ) 支援給付金受給資格者本人の疾病又は負傷に係る証明

医師その他診療を担当した者(医師法に規定する医師、歯科医師法に規定する歯科医師及び柔道整復師に限られる。)の証明書に受給資格者証を添えて疾病又は負傷の治癒した後7日以内に出頭してこれを提出したときは認定を行うことができる。

この証明書により認定し得べき期間は、証明書に記載された期間内に存在した認定日において認定すべき期間である。

この取扱いを行うについては、次のことに注意しなければならない。

- a 疾病又は負傷の期間が出頭できなくなった日(証明書に記載された期間の最初の日)から起算して14日以内であり、その傷病の治癒後の7日間に出席した場合であること。
- b その疾病又は負傷が14日以内に治癒したものであり、その証明のある場合に限ること。15日未満の短期傷病であれば、同一傷病名であっても、何回も失業の認定を受け得る。

この取扱いは、短期の傷病についてのみの特別の取扱いであるから、その傷病が治癒するまでに15日以上を要する場合は、その証明に係る全期間に対し教育訓練支援給付金の失業の認定を行わないものであって、またその15日以上期間について失業の認定を行ってはならない。

(ロ) 親族の看護に係る証明

上記(イ)に準ずる。

なお、小学校就学前の子の予防接種等の場合はその案内で可。また、子の看護については、当該子が学校等を欠席したことが証明できるものであればよい。

(ハ) その他

官公署例えば市町村長、鉄道の駅長、面接事業主等、その他安定所が適当と認める者の証明書、被災証明書、罹災証明書、融資に関し、労働金庫の店舗における手続書類、呼出状、案内状等

58583(3) やむを得ない理由が止んだ後の認定の事務処理

やむをえない理由がやんだあとの認定を行う場合は、(何) 文書にやむをえない理由を認めた理由その他必要事項を記載の上、証明書を添付して安定所長の決裁を受ける。証明書は(何) 文書に一括編綴して、保存し、当該者の受給資格者証の「(処理状況)」欄にはやむをえない理由がやんだあとの認定を行った旨を記載する。

58584(4) 証明書による認定

失業の認定は支援給付金受給資格者に労働の意思と能力があつて、しかも就職し得ないことの認定であるから、支援給付金受給資格者自ら所定の認定日に出頭してこれを受けねばならないのであるが、やむを得ない理由により出頭できないときは、次の場合に限って証明書によって失業の認定を行うことができる。

イ 支援給付金受給資格者が疾病又は負傷のため安定所へ出頭することができない場合（法第 15 条第 4 項第 1 号、則第 25 条、則附則 32 条）

支援給付金受給資格者が疾病又は負傷のため安定所に出頭することができない場合であつて、その期間が継続して 14 日以内のときにおいて、受給資格者が則第 25 条に規定する医師その他診療を担当した者（医師法に規定する医師、歯科医師法に規定する歯科医師及び柔道整復師に限られる。）の証明書に受給資格者証を添えて疾病又は負傷の治ゆした後の最初の失業の認定日に出頭してこれを提出したときは、当該期間の失業の認定を行うことができる。

この証明書により認定し得べき期間は、証明書に記載された期間内に存在した認定日において認定すべき期間をも含めることができる。

この取扱いを行うについては、次のことに注意しなければならない。

- (イ) 疾病又は負傷の期間が出頭できなくなった日（証明書に記載された期間の最初の日）から起算して 14 日以内であり、その傷病の治ゆ後の最初の失業の認定日に出頭した場合であること。
- (ロ) その疾病又は負傷が 14 日以内に治ゆしたものであり、その証明のある場合に限ること。15 日未満の短期傷病であれば、同一傷病名であっても、何回も失業の認定を受け得る。

この取扱いは、短期の傷病についてのみの特別の取扱いであるから、その傷病が治ゆするまでに 15 日以上を要する場合は、その証明に係る全期間に対し失業の認定を行わないものであつて、その全期間中の 14 日について失業の認定を行ってはならない。

ロ 受給資格者が安定所の紹介に応じて求人者に面接する場合（法第 15 条第 4 項第 2 号、則第 26 条、則附則 32 条）
受給資格者が安定所の紹介に応じて求人者に面接するために、安定所に出頭することができない場合において、求人者に面接した後における最初の認定日に安定所に出頭し受給資格者証に添えて則第 26 条に規定する求人者の証明書を提出するときは、当該期間についての失業の認定を行うことができる。

なお、安定所の紹介により求人者の行う採用試験を受験するために、安定所に出頭することができない場合も、この取扱いを行って差し支えない。

58585(5) 証明認定に伴う事務処理

証明書によって失業の認定を行う場合は、(伺) 文書に必要事項を記載の上、証明書を添付して安定所長の決裁を受ける。

また、証明書は、(伺) 文書に一括編綴し、保存する。

58591-58600 10 審査結果等に基づく失業の一括認定

58591(1) 概要

審査若しくは訴訟の結果によっては、安定所の処分を変更し、遡及して一括認定を行うことができる。

なお、審査決定したとき又は訴訟の結果が確定したときが講座修了後であっても、処分により不支給になった日以後講座修了までの失業していた日について一括して失業の認定をすることができる。この場合の時効期間は、審査決定書が当該受給資格者に到着した日又は判決が出た日の翌日から起算する。

58592(2) 支給記録及び教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証等の処理

本取扱いを行う受給資格者の教育訓練台帳及び受給資格者証には所要のデータをシステムに入力することにより一括支給する旨を記録するとともに、当該者の受給資格者証の「(処理状況)」欄及び失業認定申告書の「備考」欄に一括認定及び支給した旨をその理由とともに記載する。

58601-58610 11 事務の委嘱、受給資格者の住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置

58601(1) 事務の委嘱による場合

イ 教育訓練支援給付金に関する事務は、受給資格者の居住地の安定所において行うものであるが、基本手当の受給資格者である専門実践教育訓練受給資格者の申出により他の安定所において職業のあっせんを行うことが適当と認められ基本手当に関する事務が当該安定所に委嘱された場合は、当該安定所に委嘱する。この場合の事務処理は、次の要領により行う。

ロ 委嘱元安定所の処理

(イ) 教育訓練台帳及び受給資格者証の「(処理状況)」欄に委嘱先安定所への出頭指定年月日、委嘱先の安定所番号を記録及び記載する。

この記録及び記載は、委嘱先の安定所番号及び出頭指定年月日を教育訓練給付金基本項目変更票の所要欄に記載の上、当該帳票により所要のデータをシステムに入力することにより行う。この処理により委嘱先安定所に委嘱する旨がセンターを通じて通知される。

(ロ) 委嘱するに当たっては、安定所長の決裁を要する。支援給付金受給資格者証、教育訓練台帳全記録照会、教育訓練給付金基本項目変更票を添えてこれを受けることを要する。

この場合、教育訓練支援給付金等に関する事項について連絡の必要があると認められる場合は、適宜の様式に当該事項を記載したものを添付するとともに、支援給付金受給資格者証の「(処理状況)」欄には「連絡事項あり」と記載しておく。

また、教育訓練台帳全記録照会には「〇〇安定所に委嘱、出頭指定日〇月〇日」と記載しておく。

なお、決裁は(伺) 文書にかえ、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとしても差し支えな

い。

(ハ) 上記の処理を終え、教育訓練支援給付金等に関する事項について連絡の必要があると認められる場合においては、連絡文に当該事項を記載したものを添えて、出頭指定年月日までに到着するよう委嘱先の安定所に送付する。

(ニ) 受給資格者証は、本人に返付し、指定した出頭日に委嘱先の安定所に出頭して支援給付金受給資格者証を提出し、失業の認定を受けるよう指示する。

ハ 委嘱先安定所の処理

(イ) 受給資格者が、委嘱先の安定所に出頭した場合は、支援給付金受給資格者証により本人であることを確認する。

また、教育訓練給付金基本項目変更票の所要欄に必要事項を記載の上、当該入力票により所要のデータをシステムに入力することにより、教育訓練台帳を更新する。

(ロ) (イ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。決裁は、(同)文書に、支援給付金受給資格者証、教育訓練台帳全記録照会、委嘱元の安定所からの連絡事項及び教育訓練基本項目変更票を添えてこれを受けることを要する。

この場合、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄に受付年月日を記載しておく。

なお、決裁は(同)文書にかえ、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとしても差し支えない。

ニ 再委嘱の場合の事務処理は、委嘱の場合に準じて行う。

58602(2) 移管による場合

支援給付金受給資格者が住居を変更した場合は、移管の処理を行う場合と、それを行わない場合があるが、これらの処理は次による。

イ 移管元安定所の処理

支援給付金受給資格者が他の安定所の管轄内に住居を変更した場合は、旧居住地を管轄する安定所長は移管のために次の処理を行う。

(イ) 通常住居移転に必要と認められる期間経過直後までに、移管先安定所へ出頭するよう指導する。

(ロ) 移管先安定所にてロ(ロ)の処理が完了した翌日に、移管元安定所に配信される移管処理完了者一覧表に当該移管に係る処理が印字されるため、移管の状況を確認するとともに、教育訓練支援給付金に係る失業の認定等に関する事項について移管先安定所に連絡の必要があると認められる支援給付金受給資格者がいる場合には、連絡文に当該事項を記載したものを添えて、移管先安定所に送付する。

ロ 移管先安定所の処理

移管先の安定所は、支援給付金受給資格者に、当該安定所の管轄区域内に居住することを確かめるために市町村長の証明書等の提出を求めた上、次の処理を行う。

(イ) 住所変更届を提出させ(58504(4)、58271(1)、50003(3))参照)、支援給付金受給資格者証の「住所又は居所」欄を新たな住所又は居所に訂正することとし、同届を保管する。

(ロ) 支援給付金受給資格者証により本人であることを確認する。また、住所変更届の所要欄に必要事項を記載の上、当該届票により所要のデータをシステムに入力することにより、教育訓練台帳を更新し、移管先安定所を管轄安定所として記載する。

(ハ) (イ)及び(ロ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。決裁は、(同)文書に、支援給付金受給資格者証、教育訓練台帳全記録照会及び住所変更届に添えてこれを受けることを要する。また、上記処理後において、移管元の安定所からの連絡事項が送付された場合は、(同)文章等に添えて保管しておくこと。

なお、決裁は(同)文書にかえ、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとして差し支えない。

ハ 委嘱を受けた支援給付金受給資格者が住居移転により移管する場合には、当該支援給付金受給資格者が住居移転する先の安定所への移管に係る事務処理を行う。

ニ なお、支援給付金受給資格者が住居を移転した場合であって、移管の処理をする必要がない場合であつても、ロの(イ)に準じた処理を行う((58504(4)、58271(1)、50003(3))参照)。

58603(3) 管轄変更による場合

安定所の廃止、統合、新設並びに市町村の廃置分合及び境界変更その他の理由により管轄区域に変更があり受給資格者の管轄安定所が変更した場合の措置は、次による。

イ 管轄区域の変更によって受給資格者の住所又は居所が他の安定所の管轄となるに至った場合で、その支援給付金受給資格者が変更前の安定所に出頭する方が便利である旨の申出を行い、新旧管轄安定所長が協議して妥当と認めたとき、あるいは新旧管轄安定所長が協議して職業あつせん上必要ありと認めたときは、従来の安定所において教育訓練支援給付金の失業の認定及び支給を継続して差し支えない。

この場合は、管轄変更後の最初の教育訓練支援給付金の失業の認定日に、支援給付金受給資格者証の「(処理状況)」欄にその旨を簡明に記載するとともに、適宜の様式によりこの措置を行った受給資格者の氏名及び被保険者番号を記載しておく。

ロ 変更に伴い引継ぎを行う場合は、当該受給資格者の氏名及び被保険者番号を記載した引継書を作成し、これを行う。

なお、この場合受給資格確認票原本及び離職票の写しの引継ぎを行うとともに、教育訓練台帳の作成、記録及び受給資格者証の処理は、58601 に準じて行う。失業の認定及び基本手当等の支給事務の引継ぎは、資金前渡官吏の引継ぎの日と同一日付となるようにこれを行う。

ハ 引継ぎを行うべき離職票の余白適宜の箇所に、管轄変更と朱書しておく。

58604(4) 委嘱、移管、管轄変更に伴う留意事項

委嘱、移管又は管轄変更の場合を通じ、委嘱、移管又は管轄変更を受けた安定所において、その支援給付金受給資格者の支給日額その他につき従前の安定所の取扱いが誤っていると認められた場合は、本来は、旧安定所に返送し再検討を求めるべきであるが、適宜従前の安定所にその旨通報した上、その誤りを修正することとして差し支えない。

58611-58620 12 教育訓練支援給付金の支給

58611(1) 概要

教育訓練支援給付金は、通常受給資格者がその者について定められた教育訓練支援給付金の支給日に出頭し当該支給単位期間に係る失業の認定を受けた日分について支給されるのであるが、受給資格者が病気その他やむを

得ない理由によって出頭できないときは、支給日以外の日においても受領することができ、又は代理人を出頭させ、あるいは受給資格者が死亡したときには未支給失業等給付として死亡当時その者と生計を同じくしていた遺族が出頭して支給を受けることができる。

58612(2) 支給決定を行う場合の留意事項

教育訓練支援給付金の支給決定を行うに当たっては、次の措置を行う。

- イ 失業の認定を受けたことを確認する。
- ロ 当該支給単位期間中における就職の有無の確認を行う。
- ハ 受給資格者証により、支給日の確認を行う。

なお、58562 のなお書により支援給付金受給資格者証を提出しない場合については、システムを活用して当該者の教育訓練台帳を確認する。

- ニ 当該支給単位期間について出席状況及び修了の見込みの確認を行う
- ホ 前回以前の支援給付金認定日に不出頭であった場合、前回以前の支給単位期間について出席状況及び修了の見込みの確認を行う。
- ヘ 基本手当を受給している又は受給出来るか確認する。
- ト 初回の認定の場合は、特に待期の満了の確認を行う。

58613(3) 教育訓練支援給付金の支給に伴う事務処理

- イ 教育訓練支援給付金の支給額を決定したときは、教育訓練台帳及び支援給付金受給資格者証にそれぞれの記録及び記載を行う。
- ロ 教育訓練支援給付金は、受領者が支援給付金受給資格者本人であることを確認した上支給する。
- ハ 代理人に支給する場合は、次による。
 - (イ) 受領者について、支援給付金受給資格者との関係及び代理の理由を聴取し、委任状を提出させる。
 - (ロ) 支援給付金受給資格者証の「(処理状況)」欄には、「代理人渡」である旨を記載する。

58614(4) 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を提出しない場合の措置

- イ 教育訓練支援給付金の支給は失業の認定を経た後に行われるのであるから、通常本人以外の者であるときはないのであるが、この場合一応本人であるか否かの確認を行い、不注意によって支援給付金受給資格者証を携帯しなかったものであるときは今後についての注意を行い、紛失によるものについては、再交付の手続を行う。

なお、この場合本人であることが確認されたときは、教育訓練台帳の内容を確認の上教育訓練支援給付金を支給して差し支えないが、現金支払の方法により支給するときは、受領印持参の場合に限る。

- ロ 次回以後において支援給付金受給資格者証を提出したときは、支援給付金受給資格者証の「(処理状況)」欄に「証不提出」と記載するとともに処理事項を追記する。

58615(5) 基本手当の受給資格を有する者に対する教育訓練支援給付金の支給

- イ 基本手当の受給資格を有する者について

基本手当が支給される期間及び、基本手当の待期、法第 29 条 1 項（附則第 5 条 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、法第 32 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 33 条の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、教育訓練支援給付金は支給しない（法附則第 11 条の 2 第 3 項）

- ロ 基本手当の支給を受けていないが、受給期間内にある者で、教育訓練支援給付金の受給資格を有する者について

基本手当が支給される期間は、教育訓練支援給付金は支給しないこととされている（法附則第 11 条の 2 第 4 項）。

これは、基本手当が支給される期間については、当該基本手当で諸経費をまかなうことができるため、教育訓練支援給付金の支給を行わないこととしたものである。なお、実際に支給を受けたか否かにかかわらず、基本手当の所定給付日数があれば、「基本手当が支給される期間」である。給付日数を延長した場合の基本手当の範囲内であれば同様に「基本手当が支給される期間」であるとし、また、基本手当の残日数を残して受給期間を満了した場合は「基本手当が支給される期間」では無いため、教育訓練支援給付金の支給が可能である。

- ハ 基本手当の受給資格を有している者か否かは、基本手当の受給資格決定を受ける手続きを経ているかは問わないが、受給資格の有無を確認する必要があることから、教育訓練支援給付金の受給資格決定を行う際に本人に基本手当の受給資格の決定を求めさせ、基本手当の受給資格の決定または否認を行う。

基本手当の受給資格の決定が可能でありながら本人が受給資格決定を行わないことを希望する場合は、基本手当が支給される期間であるため、基本手当の受給期間内は教育訓練支援給付金が支給されない旨を本人に説明し、内容について理解した旨の同意を得ること。

58621-58630 13 口座振込みによる教育訓練支援給付金の支給

58621(1) 概要

口座振込制度による失業等給付の支給とは、支援給付金受給資格者に対する教育訓練支援給付金の支給をその者の普通預（貯）金口座への振込みの方法によって行うことである。

58622(2) 口座振込みの方法による取扱いの範囲

イ 教育訓練支援給付金を口座払いで受給する者に対しては、支給決定を受けた本人の普通預（貯）金口座への口座振込みによって支給するが、具体的には支援給付金受給資格者は、専門実践教育訓練給付金の受給資格者であるため、専門実践教育訓練給付金の要領により口座を指定する。

- ロ 口座振込みの方法による取扱いについての留意事項

支援給付金受給資格者に対し口座振込みの方法で専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金支給することとなる場合は、その者に支給すべき専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金のすべてについてこの方法により支給するものであり、当該教育訓練給付のいずれかについてまたその一部について現金により支給する取扱いは認めない。

58623(3) 受給資格確認票の受理及び受給資格決定に伴う事務処理

- イ 口座振込制度に関する説明

- (イ) 認定係は、教育訓練支援給付金の支給を受けようとして初めて安定所に出頭し受給資格確認票を提出した者について、教育訓練支援給付金の受給資格があると認めた場合は、その者に対して口座振込制度に関する説明及び専門実践教育訓練給付金と同様の支給方法により支給されることの説明をする。
- (ロ) 認定係は、(イ)による説明をした後、専門実践教育訓練給付金の要領に従って所定の確認等を行う。
- (ハ) 口座振込みによる教育訓練支援給付金の支給に係るその他の具体的な事務手続については、求職者給付の場合と同様である（業務取扱要領52001－52050参照）。

58631-58640 14 未支給教育訓練給付金の支給

58631(1) 概要

- イ 支援給付金受給資格者が、離職後安定所に出頭し受給資格の決定を受けた後死亡した場合において、その者に支給されるべき教育訓練支援給付金でまだ支給されていないものがあるときは、死亡した受給資格者（以下「死亡者」という。）の遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名でその未支給の失業等給付の支給を請求することができる（法第10条の3）。
- ロ この場合において、遺族は受給資格者が既に失業の認定を受けた後に死亡した場合には、当該既認定に係る教育訓練支援給付金の支給を請求することができるのはもちろん、未認定の教育訓練支援給付金についても支給を請求することができるが、この場合には当該死亡者について、死亡したため失業の認定を受けることができなかった期間についての失業の認定を受けなければならない（法附則第11条の2第5項、法第31条第1項）。

58632(2) 未支給教育訓練支援給付金の支給対象者

- イ 未支給失業等給付の支給対象者は、死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下「遺族」という。）であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。
- ロ ここにいう未支給失業等給付とは、遺族が支給の請求をすることができる死亡者に係る未支給の教育訓練支援給付金をいう。
- ハ 未支給失業等給付の支給対象者については、次の諸点に留意する。
 - (イ) 死亡とは、官公署又は医師によって死亡の証明がなされ得るものであって、死亡が確認されていない行方不明は含まれない。

ただし、民法第30条の規定により失踪宣告を受けた場合は死亡として取り扱う。
 - (ロ) 支給を受けるべき者の順位は、上記イで述べた順序である。

また、支給を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされる（法第10条の3第3項）。

したがって、1人の者から請求があれば、請求権の時効の中断の効果は他の遺族にも及ぶことになり、また、同順位者が2人以上あっても請求人の1人に全額を支給すればよいこととなる。
 - (ハ) 「生計を同じくしていた」とは、生計の全部又は一部を共同計算することによって日常生活を営むグループの構成員であったということである。

したがって、生計を維持されていたことを要せず、また、必ずしも同居していたことを要しない。生

計を維持させていた場合には生計を同じくしていたものと推定して差し支えない。

58633(3) 未支給教育訓練支援給付金の支給対象日

イ 未支給失業等給付のうち、死亡者が、死亡したため所定の認定日に安定所に出頭し失業の認定を受けることができなかつた教育訓練支援給付金については、当該未認定の日について失業の認定をした上支給される。

したがって、次に掲げる日等本来受給資格者が死亡していなくても失業の認定を受けることができない日及び支給されない場合については支給されない。

(イ) 法附則第 11 条の 2 第 5 項の待期中の日

(ロ) 法附則第 11 条の 2 第 4 項の規定により教育訓練支援給付金を支給しない期間。

(ハ) 支給単位期間について、出席率が不足する場合。

ロ 死亡の日を含む支給単位期間は、当該専門実践教育訓練を修了する見込みがなくなったことから、支給を行うことができないものである。

58634(4) 未認定の未支給失業等給付に係る失業の認定等

イ 遺族が、未支給失業等給付のうち、死亡者が死亡のため失業の認定を受けることができなかった期間に係る教育訓練支援給付金支給を受けようとするときは、安定所に出頭し、死亡者が当該教育訓練支援給付金を受けようとする期間に失業していたか否かについての失業の認定その他支給要件の確認を受けなければならない（則第 47 条第 1 項）。

ただし、安定所長がやむを得ない理由があると認めるときは、遺族の代理人が安定所に出頭し、その資格を証明することができる書類を提出した上、当該認定を受けることができる（則附則第 32 条、則第 47 条第 1 項ただし書）。この場合の「やむを得ない理由」とは、請求しようとする遺族が幼児である場合、又は長期の傷病、重度の障害等にある状態をいう。遺族が幼児である場合には、後見人を代理人とするものとし、後見人であることを証明する書類（家庭裁判所で発行する証明書）を提出させる。

なお、死亡者が認定を受けていない教育訓練支援給付金以外の請求については、上記のような特別な理由がなくとも代理人による請求又は郵送による請求書の提出を認めて差し支えない。

この場合の代理人による請求には、委任状が必要である（則第 17 条の 2 第 8 項）。

ロ 未支給失業等給付の支給を受けようとする者の個人番号の確認は、50005(5)ロ(イ)、(ロ)に準じて行うこととする。なお、死亡者の個人番号は、番号法第 16 条に基づき、未支給給付請求者に本人確認の措置をとる義務があるため、安定所では本人確認の措置をとることは不要である。

また、代理人による申請が行われた場合であつて、未支給失業等給付申請書に遺族の個人番号が記載されて申請があつた場合は、委任状による代理権を確認する他、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認するとともに、50005(5)ロ(イ)、(ロ)の書類により遺族の個人番号及び身元（実在）確認を行う。

ハ 民法第 30 条の規定により失踪宣告を受けた場合は、死亡として取り扱うこととなっているが、失踪宣告を受けた者に係る失業の認定については、次のとおり取り扱う。

(イ) 民法第 30 条第 1 項の規定に基づき失踪宣告を受けた支援給付金受給資格者については、失踪期間（7 年間）の満了の時に死亡したものとみなされるため受給資格者自身、長期にわたって専門実践教育訓練を受講しておらず、死亡していなくても教育訓練支援給付金の支給決定を受けることができないものと考えられるので、遺族から未支給失業等給付の支給の請求があつても支給できない。

(ロ) 民法第 30 条第 2 項の規定に基づき、失踪宣告を受けた支援給付金受給資格者については、「危難ノ去リタル時」に死亡したものとみなされるため、(イ)の者とは取扱いが異なり失業の認定がなされ得るものである。

ニ 認定は死亡者の死亡の当時における住居所管轄安定所長が行う。

なお、住居所管轄安定所長は遺族の申出により遺族の住所又は居所を勘案し、必要と認めるときは、未支給失業等給付の支給に関する事務を他の安定所長に委嘱することができる(則第 17 条の 4 第 1 項)。

58635 (5) 未支給教育訓練支援給付金の支給手続

イ 未支給失業等給付請求書の提出 (則第 17 条の 2 第 1 項)

(イ) 未支給教育訓練支援給付金の支給を受けようとする遺族 (以下「未支給給付請求者」という。)は、死亡者に係る安定所長に、未支給失業等給付請求書 (則様式第 10 号の 4) に当該死亡者の支援給付金受給資格者証を添えて (正当な理由があるときは、支援給付金受給資格者証を添えないことができる。) 提出しなければならない。

(ロ) 未支給失業等給付請求書には、次の書類を添付しなければならない。

a 死亡者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

例えば、死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写し、住民票謄本等官公署又は医師の証明書である。

b 未支給給付請求者と死亡者との続柄を証明することができる書類

例えば、住民票の謄(抄)本、戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書又は住民票記載事項証明書である。

なお、未支給給付請求者が死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類を提出しなければならない。

例えば、住民票の謄(抄)本又は民生委員の証明書等である。

また、未支給給付請求者と死亡者が同一世帯にあり、申請時に未支給給付請求者と死亡者の個人番号を取得できた場合は、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携による情報照会により住民票情報を取得できるため、未支給給付請求者と死亡者との続柄を証明することができる書類は省略できる (情報照会においては、未支給給付請求者と世帯主、死亡者と世帯主の続柄をそれぞれ確認することで、未支給給付請求者と死亡者の続柄を確認すること。)

c 未支給給付請求者が死亡者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

例えば、住民票の謄(抄)本又は民生委員の証明書等である。

なお、別居していた者にあつては送金を受けていたことを証明する現金書留の封書等である。

(ハ) (ロ)の書類のほか、次の書類を提出させる。

ただし、既に当該死亡者が提出しているときはこの限りでない。

なお、提出させる届及び申請書の氏名欄には死亡者の氏名を記載させる。

a 教育訓練支援給付金受講証明書

未支給給付請求者が別居していたこと等により死亡者の日常生活を把握していない場合には、失業認定申告書の他当該死亡者の近隣者 2 人の、当該死亡者が失業していたことを証明する教育訓練支援給付金受講証明書を提出させる。

この場合、教育訓練支援給付金受講証明書の欄外余白に近隣者 2 人の署名捺印をとることによって、

6 欄、7 欄に代えることとして差し支えない。

4 欄、5 欄は訓練施設の協力を求め、訓練施設の証明により確認する。

b 以上のほか、未支給給付請求者は、死亡者が当該教育訓練支援給付金の支給を受ける場合に必要とする届出等を行わなければならない。

ロ 未支給失業等給付の請求の手続き

(イ) 未支給教育訓練支援給付金を請求しようとする者は、当該死亡者が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に死亡者の住居所管轄安定所に出頭して未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。

なお、郵送の場合は、発信日を請求のあった日とする。

(ロ) 死亡者が失業の認定を受けていない未支給失業等給付の支給を受けようとする場合における当該死亡者についての失業の認定、又は支給要件に該当していることの認定は、(イ)と同様に未支給失業等給付請求書を提出した上、これを受けることが必要である。

ハ 未支給教育訓練支援給付金の支給

(イ) 未支給教育訓練支援給付金は、支給決定をした日の翌日から起算して7日以内に支給する(則第17条の3)。

(ロ) 支給に当たっては、代理人に対する支払及び隔地払も認められる。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させる。

また、これ以外に、死亡者が口座振込受給資格者であって、未支給給付請求者が希望する場合には、当該未支給給付請求者の普通預(貯)金口座へ振り込むことによって支給することができる。

振込みは、口座振込受給資格者の場合に準じて都道府県労働局の担当部署において行うこととなるので、安定所においては、未支給給付請求者の普通預(貯)金口座は、払渡希望金融機関指定届を使用して届出させ、52003 イ(ロ)に準じて所要の確認を行った上で、未支給失業等給付請求内容証明書及び未支給給付請求者より提出された払渡希望金融機関指定届を添えて未支給失業等給付を支給決定した旨を速やかに通知し、当該書類の写しを保管すること。

未支給失業等給付請求書については、原本を安定所において保管し、個人番号が記載されている場合には、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」、「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に沿って適切に取り扱うこと。

なお、この方法により未支給教育訓練支援給付金の支給を行う場合、安定所においては、52007 ロに準じて死亡者に係る支払方法を現金支払の方法に切り替えた上で、53106 の処理を行う必要があるので留意する。

(ハ) 未支給給付請求者が、その支給を受けないうちに死亡した場合は、その者の相続人はその支給を請求することができる。

なお、遺族が請求しないで死亡した場合は、その遺族の相続人は未支給失業等給付の請求権者とはなれない。

この場合、他の同順位者がいないときは、次順位者が請求できる。

(ニ) 上位の順位者がおり、その者が請求権を放棄しないにもかかわらず下位の順位者に未支給教育訓練支援給付金を支給した後において、上位の順位者から請求があった場合は、その者に未支給教育訓練支援給付金を支給しなければならない。

この場合、下位の順位者に既に支給した未支給教育訓練支援給付金については返還を求めなければならない。

い。

58636(6) 未支給教育訓練支援給付金請求書の事務処理

イ 遺族から未支給失業等給付請求書の提出を受けた場合は、当該請求書に基づいて請求のあった教育訓練支援給付金につき支給要件に該当するものであるか否か及び未支給給付請求者が正当な請求者であるか否かを認定し、支給又は不支給を決定する。

ロ 支給の決定をしたときは、未支給失業等給付請求書の「※公共職業安定所記載欄」に教育訓練支援給付金の支給であること、金額その他必要な事項を記載し安定所長の決裁を受ける。

58637(7) 支給記録及び教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証の処理

遺族に対して支給を行った場合における教育訓練台帳及び受給資格者証の処理については、センター要領参照。

未支給失業等給付請求書

1. 死亡した者	氏名			支給番号		
	個人番号			被保険者番号		
	死亡の当時の住所又は居所					
	死亡年月日	令和	年	月	日	
2. 請求者	氏名(カナ)					
	氏名					
	個人番号					
	生年月日	令和 平成	年	月	日	性別
	住所又は居所					
	死亡した者との関係					
3. 請求する失業等給付の種類	基本手当・技能習得手当・寄寓手当・傷病手当・高年齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・就業手当・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金					
上記により未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を請求します。						
令和 年 月 日 公共職業安定所長 地方運輸局長 請求者氏名 印						
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄						
所 属 業 種 次 業 種 課 員 係 員 係						

注意

- この請求書は、受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者又は育児休業給付の支給を受けることができる者(以下「受給資格者等」という。)が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長(ただし、教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、介護休業給付金、育児休業給付金は公共職業安定所の長に限る。)に提出すること。
- 1の個人番号欄には請求者が死亡した者の個人番号を記載してください。2の個人番号欄には請求者の個人番号を記載してください。
- 2の生年月日欄については、該当する年号を○で囲むこと。
- 3欄については、請求しようとする失業等給付を○で囲むこと。
- この請求書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手続のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(18)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
 - 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類——死亡診断書等
 - 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類——戸籍簿本等
 - 請求者が死亡した受給資格者等と世帯を同じくしていたことを証明することができる書類——住民票の謄本等
 - 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき——失業認定申告書
 - 技能習得手当又は寄寓手当を請求するとき——公共職業訓練等受講証明書
 - 傷病手当を請求するとき——傷病手当支給申請書
 - 就業手当を請求するとき——就業手当支給申請書
 - 再就職手当を請求するとき——再就職手当支給申請書
 - 就業促進定着手当を請求するとき——就業促進定着手当支給申請書
 - 常用就職支度手当を請求するとき——常用就職支度手当支給申請書
 - 移転費を請求するとき——移転費支給申請書
 - 求職活動支援費を請求するとき——求職活動支援費支給申請書
 - 教育訓練給付金を請求するとき——教育訓練給付金支給申請書、教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)支給申請書又は、教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)支給申請書
 - 教育訓練支援給付金を請求するとき——教育訓練支援給付金受給証明書
 - 高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金を請求するとき——高年齢雇用継続基本給付支給申請書
 - 介護休業給付金を請求するとき——介護休業給付金支給申請書
 - 育児休業給付金を請求するとき——育児休業給付金支給申請書
 - その他必要な書類
- 請求者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 田印欄には、記載しないこと。

未支給失業等給付請求内容証明書

1. 死亡した者	氏名		支給番号	
			被保険者番号	
	死亡の当時の住所又は居所			
	死亡年月日	令和 年 月 日		
2. 請求者	氏名			
	住所又は居所			
	死亡した者との関係			
3. 請求する失業等給付の種類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高年齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・就業手当・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金			
4. 備考				

都道府県労働局（担当部局）

殿

死亡した者の未支給の失業等給付又は育児休業給付について、その遺族から未支給失業等給付請求書（様式第10号の4）の提出があったため、請求書の内容が上記と相違ないことを証明します。

また、上記の内容を旨とする請求については、支給決定を行ったことを申し添えます。

令和 年 月 日

〇〇公共職業安定所長

〇〇地方運輸局長

印

58641 (1) 教育訓練給付制度の適正実施に係る協力等の必要性に係る指導

指定教育訓練実施者は、その行う教育訓練について厚生労働大臣の指定を受ける場合、厚生労働大臣の定める指定基準に合致していることが必要であり、実質的にこの指定基準を遵守することが指定の条件となっている。

このため、教育訓練施設は、教育訓練支援給付金の支給にかかわって、具体的に下記のような事務を適正に処理すべきこととされていることから、安定所は、管轄地域に所在する教育訓練施設に対して、専門実践教育訓練給付制度関係手引（教育訓練施設用）を活用しつつ、あらゆる機会を通じてその的確な遂行を図るための必要な指導を行う。

なお、指定教育訓練実施者が、指定基準を満たさなくなったとき、受講者の教育訓練支援給付金支給申請に当たって必要な証明をせず又は偽りの証明をしたとき、その他教育訓練給付金制度に関して不正な行為を行ったときは、指定が取り消されることとなる。

安定所が、対象専門実践教育訓練又は指定教育訓練実施者に関し、指定取消に該当するような状況や、指定内容と異なる専門実践教育訓練が行われている状況を把握した場合は、各都道府県労働局雇用保険主管課（部）に通報し、各都道府県労働局雇用保険主管課（部）より本省雇用保険課に通報すること。

58642 (2) 教育訓練給付制度の周知

イ 教育訓練施設は、専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする受講希望者及び受講者に対して、教育訓練給付制度周知リーフレットを配付すること等により、制度概要、支給要件照会手続、支給申請手続等について、周知しなければならない。

ロ 教育訓練施設は、教育訓練支援給付金受講証明書の発行の可否に関するトラブルを未然に防止するために、受講希望者が受講を申し込む際に、教育訓練支援給付金受講証明書の内容及びその証明に必要な届出等を満たさなければ教育訓練支援給付金受講証明書が発行されないことを、文書によって明示し周知しなければならない。

58643 (3) 教育訓練支援給付金受講証明書等の発行

イ 指定教育訓練実施者は、受講者の出欠を管理する際の基準を学則や教育規程等に明記し、これに基づいて受講の事実を適正に判断したうえで出席確認を行わなければならない。認定された者に限って教育訓練支援給付金受講証明書を発行しなければならない。

ロ 指定教育訓練実施者は、一支給単位期間に係る受講修了後速やかに（1週間程度以内に受講者に届くことを目的に）、教育訓練支援給付金受講証明書を発行し、受講者本人あてに送付または手交しなければならない。

原則、専門実践教育訓練給付金に係る支給申請書及び専門実践教育訓練受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）等と同時に交付すること。

ハ 指定教育訓練実施者は、受講者から教育訓練支援給付金受講証明書発行の請求があった場合は、速やかに発行し、受講者本人あてに送付又は手交しなければならない。

ニ 指定教育訓練実施者は、教育訓練支援給付金受講証明書の発行の管理台帳を整備し、受講者・安定所からの照会等に対応できるようにしなければならない。

58644 (4) 安定所・受講者からの照会等への対応等

- イ 指定教育訓練実施者は、発行した教育訓練支援給付金受講証明書に不備があり、申請者本人より修正・再交付・付記等の要求があった場合、速やかに対応する必要がある。
- ロ 安定所が指定教育訓練実施者に対して、出席認定基準の提示を求めたり、特定の受講者に係る受講状況や教育訓練支援給付金受講証明書の発行の事実について、口頭または文書によって回答を求める場合については、指定教育訓練実施者は速やかに対応しなければならない。
- ハ 指定教育訓練実施者は、販売代理店等及び販売員の名称、氏名等を記載した台帳を整備し、受講希望者、受講者及び安定所からの照会等に速やかに対応できるようにしなければならない。

58645(5) 各種用紙等の請求・管理・配付

- イ 教育訓練給付制度周知リーフレット、教育訓練支援給付金受講証明書については、教育訓練施設が、教育訓練給付制度関係手引（教育訓練施設用）に示す教育訓練給付金関係書類請求書に所要の事項を記載した上で、当該教育訓練施設の所在地を管轄する安定所長あて請求する。
- ロ 請求を受けた安定所においては、請求に係る教育訓練施設が厚生労働大臣の指定に係る教育訓練施設であることとともに、書類の請求部数が使用見込み数よりも過大に上回っていないことを確認して、関係書類の交付を行う。
- ハ 教育訓練施設は、不正受給等を未然に防止するため、教育訓練支援給付金受講証明書について厳しく枚数管理しなければならない。